

令和4年度第2回文化財審議会（書面会議）

- 1 書類発送日 令和4年8月8日（月）
- 2 協議期間 令和4年8月23日（火）まで

3 委員

会長	山田 常雄	委員	高橋 克
副会長	成田 篤彦	委員	笹生 衛
委員	日塔 和彦	委員	濱名 徳順
委員	梶原 正方		

- 4 傍聴定員と傍聴人数 書面会議のため該当なし
- 5 協議方法 資料送付の上、意見書を徴取

6 議題及び報告

議題

- (1) 指定文化財候補について（唯一社頭年中行事）
- (2) 指定文化財案内板の設置について（松見寺虚無僧墓碑）
- (3) 国史跡山野貝塚の発掘調査について

報告

- (1) 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財への答申について
- (3) 光福寺仏像調査について

- 7 協議概要
別添のとおり

以上

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会（書面会議）における意見及び意見に対する回答

議題(1) 指定文化財候補について(唯一社頭年中行事)

提出委員	提出意見等	意見に対する回答
山田会長	多田先生については故人となられていますが、当時の事務局の担当者に経緯を聞いてみては如何か？ 次回会議で直接各委員の意見を聞く方向がよい。	郷土博物館において、深河淳氏の残した資料(唯一社頭年中行事のコピーに追記した資料:別添2)に、「天明頃に書かれたものか？」との記載を発見しました(記載者不明)。同資料には編者である深河喬栄の生年と没年が併記されていることから、これをもとに天明年間成立とした可能性があります。具体的な根拠は記載されていません。 今回の提出いただいた各委員の意見も含めて、次回の会議で意見を伺いたいと思います。
成田副課長	特に意見はありません。	
日塔委員	意見なし	
梶原委員	珍しい記録で、候補として適当と思います。	
高橋委員	成立年代についての概略は了解できるが、一点だけ疑問が残る。 それは、35丁裏の最後に「以上」とあること。本来はここで終わっていたものを後世の人が見返し部分に作者ともども直近の文政9年の死亡者を死亡順に追記したと思われることである。とすると、成立年代はむしろ文政9年以前で、喬栄が従五位下に叙された明和7年から没した享和元年の間に絞られるのではないだろうか。	ご意見をいただきましたとおり、成立年代については絞り込むことができると考えられます。また、作者である喬栄の他の著作などを確認し、成立年代についてさらに検討したいと思います。
笹生委員	江戸時代の式内社の神社祭祀の実態を伝える資料として重要であり、指定候補として扱うのは適当と考えます。ただし、単独で指定するのではなく、飽富神社の年中行事と組み合わせた、新たな形の指定形態を検討し、その点を含めて、文化財の価値について発信することも検討する必要があります。	以前の審議会でもご指摘いただいたように、古文書と民俗行事を組み合わせた指定について検討してまいりたいと思います。
濱名委員	成立年代の問題は専門家にお任せします。	

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会(書面会議)における意見及び意見に対する回答

議題(2) 指定文化財案内板の設置について(松見寺虚無僧墓碑)

提出委員	提出意見等	意見に対する回答
山田会長	特になし	
成田副会長	最後の1行「虚無僧の墓碑は全国的にみても貴重な歴史資料になります。」とありますが、この一文だけですと、どのような意味で全国的にみても貴重な歴史資料なのかが分かりません。説明を追加してはいかがですか？ そのほかの部分はよくわかります。	指定理由に「袖ヶ浦市と虚無僧の関係を示す墓碑であり、歴史的価値が高い」とあります。また、前回の会議においては、「虚無僧の宿というのは全国で数箇所しか見つかっていないが、それが袖ヶ浦にあったということが大事である」との意見をいただいています。 そのため、「虚無僧の墓碑は、全国的に数少ない虚無僧寺が袖ヶ浦に所在したことを示す貴重な歴史資料になります。」と修正したいと思います。
日塔委員	意見なし	
梶原委員	有髪→ルビ「うはつ」とも読みます。 尚、別紙参考資料(別添1)を添えます。	ご意見のとおり修正します。 有髪(ゆうはつ)→有髪(うはつ)
高橋委員	意見ありません。	
笹生委員	説明文の文末の「虚無僧の墓碑は、全国的にみても貴重な資料」とありますが、なぜ、この墓碑が全国的にみて貴重なのか触れる必要があると思います。例えば、残されている数が少ないので貴重なのか、明確に虚無僧の墓碑と確認できる例が殆どないので貴重なのか、明記すべきではないでしょうか。	指定理由に「袖ヶ浦市と虚無僧の関係を示す墓碑であり、歴史的価値が高い」とあります。また、前回の会議においては、「虚無僧の宿というのは全国で数箇所しか見つかっていないが、それが袖ヶ浦にあったということが大事である」との意見をいただいています。 そのため、「虚無僧の墓碑は、全国的に数少ない虚無僧寺が袖ヶ浦に所在したことを示す貴重な歴史資料になります。」と修正したいと思います。
濱名委員	()内の「年」は重複になるので取除くべきだと思います。 他はこれで良いと思います。	ご意見のとおり修正します。 修正例: 明治元年(一八六八年)→明治元(一八六八)年

※別添3のとおり修正します

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会(書面会議)における意見及び意見に対する回答

議題(3) 国史跡山野貝塚の発掘調査について

提出委員	提出意見等	意見に対する回答
山田会長	見学したいので、時期が確定したら一報いただければ幸いです。	11月中旬に現地説明会を実施する予定です。日程の詳細が決まりましたらご連絡いたします。
成田副会長	特に意見はありません。成果を期待しています。	
日塔委員	意見なし	
梶原委員	意見なし	
高橋委員	発掘調査実施についての意見はありません。 発掘の成果や途中段階の公開説明会の予定があれば教えてください。	11月中旬に現地説明会を実施する予定です。日程の詳細が決まりましたらご連絡いたします。
笹生委員	令和4年度の調査地点は、山野貝塚全体の構造を明らかにする上で重要な地点と考えられます。良い調査成果があがることを期待しています。 また、低地での活動が活発化する縄文時代後期の状況を視野に入れて考えると、山野貝塚の性格を考える上で、南側の谷の存在は重要と考えられます。長期的な計画で結構ですから、谷の中の状況を把握できる調査も検討してください。	今年度の調査では窪地の範囲を明らかにするのみならず、南側の谷に隣接する調査区であることから、南側の谷と窪地との関係(例えば、埋没谷の存在の有無)についても把握できる可能性があります。 また、南側の谷については、大部分が埋立てられているものの、斜面部と谷底のごく一部が元の地形を残しており、斜面部については周知の埋蔵文化財包蔵地としております。谷底では現在も湧水があることから、植物質資料を得るためのボーリング調査の実施についても検討しておりますので、今後、本審議会や山野貝塚整備基本計画策定委員会等でもご意見を伺い、市の所有地ではないため、地権者に承諾を頂くなどの関係もありますが、南側斜面部及び谷部の調査について検討したいと思っております。
濱名委員	意見なし	

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会(書面会議)における意見及び意見に対する回答

報告(1) 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について

委員	意見	意見に対する回答
山田会長	地区管理者等の定期的な巡視計画を立てていただき、文化財の保護を図っていただきたい。	被害発覚直後に注意喚起を行い、指定文化財所有者及び管理者に巡視を強化していただいております。引き続き注意喚起等により、文化財保護を図ってまいります。
成田副会長	質問はありません。	
日塔委員	意見なし	
梶原委員	昨年より、市原、長生、夷隅他の地域に於いて寺社を中心に銅葺屋根の被害が多発しています。 また、修理中の足場を利用して銅板を剥ぐ手口がみられます。	小高神社が所在する滝の口地区に近接する百目木地区の神社(未指定)でも同様の被害があったようです。引き続き注意喚起等により、文化財保護を図ってまいります。
高橋委員	驚きました。感応式のスイッチで作動する録画システムを設置する必要があるかもしれません。 文化財の盗難についての呼びかけを続けてください。	市と所有者それぞれで実施できる対策について検討してまいります。 また、引き続き注意喚起等により、文化財保護を図ってまいります。
笹生委員	大変残念な事件だと思います。防犯については、基本的に文化財の所有者が対応すべきものと考えますが、近年、文化財の盗難事件が頻発している状況を考えると、行政(教育委員会)を含めた文化財防犯体制の構築を検討する必要があるように感じます。	引き続き注意喚起等により、文化財保護を図ってまいります。
濱名委員	誠に残念な事件ですが、構架に被害がないことが不幸中の幸と思えます。	

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会（書面会議）における意見及び意見に対する回答

報告(2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への答申について

委員	意見	意見に対する回答
山田会長	特になし	
成田副会長	質問はありません。	
日塔委員	意見なし	
梶原委員	意見なし	
高橋委員	意見はありません。 公開・活用がおこなわれるようにご指導ください。	答申前後において、所有者に正式登録時の公開について打診しております。所有者の意向に沿って進めてまいりたいと考えております。
笹生委員	無事、登録できてよかったですと思います。今後、積極的な広報と活用をお願いいたします。	答申前後において、所有者に正式登録時の公開について打診しております。所有者の意向に沿って進めてまいりたいと考えております。
濱名委員	意見なし	

令和4年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会(書面会議)における意見及び意見に対する回答

報告(3) 光福寺仏像調査について

委員	意見	意見に対する回答
山田会長	特になし	
成田副会長	質問はありません。	
日塔委員	意見なし	
梶原委員	意見なし	
高橋委員	調査ご苦労様でした。 貴重な仏像ということがわかりましたので、指定に向けて俎上に載せるべきと思います。	所有者に調査結果をお伝えし、指定に向けて進めてよいか確認しております。所有者の意向により今後の進め方について検討してまいります。
笹生委員	平安時代末期の千手観音菩薩立像と南北朝期の妙見菩薩立像は、県レベルでも貴重な像であり、指定文化財候補として継続調査をすべきと考えます。光福寺については、植野英夫さんが袖ヶ浦市史研究に論文を発表されており、特に中世の聖教について紹介されている点は重要と考えます。仏像とともに、光福寺の中世文書や聖教などについても調査すべきと思います。	調査いただいた濱名委員から西上総に進出した上総氏系の文化について、仏像の面からもすり合わせることができるのご意見も伺っています。仏像がもたらされた歴史的背景も含めて調査し、指定に向けてご審議いただきたいと思います。
濱名委員	妙見菩薩立像小(光福03)32-6については、状態も悪いので指定は難しいと思います。	担当が3件とも指定相当と勘違いしておりました。所有者にその旨をお伝えし、所有者の意向により今後の進め方について検討してまいります。

城と城下町歴史散策



大多喜町の中心部、現在の紺屋・田・猿箱・久保・桜台・新・柳原の各町は、俗に根古屋七町と呼ばれる。これら各町は城下町を形成し、戦路上からも城郭の一部を成していたといえる。城下町として完備されたのは、本多氏に遡るが、村高帳に見えるのは、今のところ元禄郷帳を切現とするようである。以下享保・寛政・明治の各年のものが知られる。

寛政5年(1793年)での各町の石高は、紺屋32石余・田79石余・猿箱514石余・久保277石余・桜台59石余・新184石余・柳原138石余があげられる。

戸数は寛政5年に、紺屋55戸・田23戸・猿箱76戸・久保65戸・桜台71戸・新97戸・柳原55戸を数える。

単純に一戸当たりの石高に置き換えてみると、紺屋・桜台の農業依存度は非常に低く、逆に新・柳原・田・久保・猿箱の順に依存度が増している。殊に猿箱・久保は、周辺の上原村・泉水寺村をそれぞれ凌ぐ程である。一概に決められないが、当時の城下町の様子を知ることができる。

<総南博物館報第36号(昭和63年1月10日発行)掲載>

城と城下町歴史散策



大多喜の城下、田丁に折紙寺という虚無僧寺があった。現在、いすみ鉄道が寺跡を走っている。長光山折紙寺は、下総小金普化宗本山一月寺(松戸市)の末寺として築えた。

天保6年(1835年)4月21日、一月寺末上総国望陀郡三黒村松見寺の禿主、友藤が町奉行所に捕縛される事件が起こった。事態を重んじた一月寺の住職・愛山は末寺に撤をとぼし、三十四ヶ寺の住職が江戸に詰めかけたこの中に上総南玉清庭寺、上総大田喜折紙寺住職もいた。一同、普化宗の権威回復をめざし、寺社奉行脇坂中務大輔に願書を差し出した。この友藤が但馬出石城を巡る「仙石騒動」の愚臣神谷尊である。この事件により仙石左京の陰謀が発覚し、評定所で裁決がなされ、仙石左京は獄門、城主松平周防守は隠居、神谷を捕縛した町奉行岡井伊賀守は、御目通り差控となったのである。逃亡中虚無僧友藤は折紙寺にも立ち寄り、住僧実相了慈に愛用の尺八を渡し、立ち去っている。

<総南博物館報第37号(昭和63年7月15日発行)掲載>

既富神社

年中行事

この編者は、飯富神社神主。

深河喬采（従五位下常陸介）である。

享保十一年生ん？

天明頃（天保）に書かれたものか？

享和元年七月十六日歿七十五歳

值五位下
深川中津藩
外郎左卫门
守

別添3

袖ヶ浦市指定文化財第二十六号 — 記念物 史跡 —
松見寺虚無僧墓碑

所在地 袖ヶ浦市三黒字定西大縄四一七
みくろあざじょうざいおおなわ

吾妻神社
あづま

管理者 御鉾神社

指定年月日 平成十四年二月六日

この場所にあった松見寺は、虚無僧寺として有名な一月寺（松戸市小金）の末寺で、江戸時代前期の寛永年間（一六二四〜一六四四年）に創建され、明治元（一八六八）年の戊辰戦争の際に焼失したと考えられています。

虚無僧は、普化宗（禅宗の一派）に属する有髪の僧で、天蓋と呼ばれる深編み笠をかぶり、首に袈裟をかけて尺八を吹き、諸国を托鉢して修行しました。

この三基の墓碑には、江戸時代の承応四（一六五五）年から文政四（一八二二）年までの間に死亡した五人の虚無僧の名が刻まれています。虚無僧の墓碑は、全国的に数少ない虚無僧寺が袖ヶ浦に所在したことを示す貴重な歴史資料になります。

令和二年二月

袖ヶ浦市教育委員会

※単色写真



松見寺虚無僧墓碑

- ①・安迦海心和尚 承応4年(1655年)4月15日没
・三廣露月和尚 天和元年(1681年)12月1日没
・本空一無和尚 元禄4年(1691年)9月9日没
- ②戒雲盛光首座品位 享保17年(1732年)5月13日没
※しゅそほんい きょうほう
- ③靖然政甫和尚品位 文政4年(1821年)3月27日没
(松見寺の住職)

※首座は修行僧の中で第一位を勤める者、品位は僧侶の位階。

令和4年度 第2回袖ヶ浦市文化財審議会資料

令和4年度 第2回袖ヶ浦市文化財審議会 会議次第

日時 令和4年8月8日(月)
書面開催

1 議題

- (1) 指定文化財候補について（唯一社頭年中行事）
- (2) 指定文化財案内板の設置について（松見寺虚無僧墓碑）
- (3) 国史跡山野貝塚の発掘調査について

2 報告

- (1) 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への答申について
- (3) 光福寺仏像調査について

目 次

1 議題

- (1) 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について P 1
- (2) 指定文化財案内板の設置について (松見寺虚無僧墓碑) . . . P 2
- (3) 国史跡山野貝塚の発掘調査について P 2

2 報告

- (1) 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について P 2
- (2) 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への答申について
. P 3
- (3) 光福寺仏像調査について P 3

別添資料

- 資料 1 - 1 「唯一社頭年中行事」を読み解いた深河家略系図
- 資料 1 - 2 深河喬栄関係年表
- 資料 1 - 3 唯一社頭年中行事写真 (抜粋)
- 資料 2 - 1 松見寺虚無僧墓碑 (案 2)
- 資料 2 - 2 【参考資料】吾妻神社・松見寺資料
- 資料 3 山野貝塚 R4 発掘調査について
- 資料 4 市指定文化財小高神社本殿の盗難被害に関する資料
- 資料 5 安藤家住宅主屋・土蔵・稻荷社の国登録文化財への答申に関する資料
- 資料 6 光福寺仏像調査調書

議題（１）飽富神社「唯一社頭年中行事」

飽富神社『唯一社頭年中行事』の作成年代については天明年間とされているが、その根拠となる資料を確認できていない。また、『唯一社頭年中行事』の最後にある「霊神祭日記」には、天明年間以降の元号が記載されている。

これらのことから、『唯一社頭年中行事』の作成年代をどのように考えればよいのか意見を伺うものです。

１ 『唯一社頭年中行事』作成年代について記載された文献

○多田憲美 1980「飽富神社七十五末社及び後別宮」『袖ヶ浦町史研究』第3号 袖ヶ浦町史編さん委員会 P166

記載内容：「『唯一社頭年中行事』天明年間深河喬栄編」

○谷口 貢 1985「第四章 信仰と儀礼 第一節 民間信仰」『根形地区の民俗』袖ヶ浦町教育委員会 P119

記載内容：飽富神社所有文書として伝えられている「唯一社頭年中行事」には、～中略～（『袖ヶ浦町史 史料編Ⅱ』参照）。なお、この文書には作成年の記載はないが、『袖ヶ浦町史研究』第三号では、天明年間（一七八一 — 一七八九）としている。

２ 深河家の家系図及び喬栄関係事項（資料1-1、1-2、1-3）

『唯一社頭年中行事』の「霊神祭日記」及び『袖ヶ浦町史 通史編 下巻』P733～734の深河家略系図から作成した家系図は資料1-1のとおりである。

また、資料1-1や「霊神祭日記」から作成した喬栄関係の年表に、『袖ヶ浦町史目録』に掲載された深河家関係文書を配置した一覧が資料1-2である。

『唯一社頭年中行事』表紙裏書に「従五位下 深川常陸介朝臣喬栄」とあるため（資料1-3）、喬栄が従五位下に叙された明和7（1770）年以降に作成されたものと考えられるが、天明間に作成された根拠は不明である。

３ 『唯一社頭年中行事』の構成、筆跡から見た作成年代（資料1-3）

『唯一社頭年中行事』は、横帳（縦16.1cm、横23.8cm）36丁で構成されており、30丁裏の右端以前は年中行事の記載となっている。

（※以下、資料1-3を参照）

30丁裏の右端以降から34丁表までは、「御末社七五座」、34丁裏以降は「霊神祭日記」となっている。

筆跡を見ると、年中行事が記載された1丁から30丁裏の右端までは、同一と考えられるが、30丁裏右端以降はそれ以前とは異なった筆跡と思われる。

また、36丁表において、作者の深河喬栄の没年が享和元（1801）年7月16日となっており、年中行事が記載されたとされる天明年間以降の日付である。

同じく36丁表の最後において、文政9（1826）年の記載があることから、『唯一社頭年中行事』は、文政9年以降に成立したものと考えられる。

議題（２）指定文化財案内板の設置について（松見寺虚無僧墓碑）

第1回の審議会でもいただいた意見に基づいて板面案修正したので、再度提示し、意見を伺うものである（資料2-1）。なお、参考として吾妻神社（旧松見寺）平面図及び「松見寺神谷転石碑」の案内板を提示する（資料2-2）。

【修正箇所】

- ①虚無僧墓碑の重要性、希少性を示す一文を文末に加えた。
- ②元号及び西暦表記を、過去の案内板と同様に、「元号年（西暦年）」に修正した。
- ③墓碑のフリガナについて、②の首座品位のフリガナを、「しゅそほんい」に修正した。

議題（３）国史跡山野貝塚の発掘調査について

令和2、3年度に引き続き、国史跡山野貝塚の内容確認のための発掘調査を実施するので、過去2箇年の調査成果を報告するとともに、令和4年度の調査内容について説明し、意見を伺うものである（資料3）。

報告（１）市指定文化財小高神社本殿の盗難被害について

市内滝の口に所在する、市指定文化財小高神社本殿の屋根に葺いた銅板が盗難被害にあったので、その内容について報告するものである（資料４）。

令和４年６月２７日に氏子総代により被害が確認され、翌６月２８日に市教育委員会に連絡があり、同日市教育委員会が被害状況を確認した。

被害状況は、本殿南東側の銅板がほぼすべて剥ぎ取られたほか、西端部の銅板が大きくめくられ、北端部の銅板のごく一部が若干めくられていた。

また、拝殿の北西側の銅板もほぼすべて剥ぎ取られていた。

被害当日に氏子総代より警察に被害届が提出され、７月４日付で市教育委員会に対し指定文化財滅失（盗難）届が提出された。

盗難後、７月５日付で市教育委員会より市指定文化財管理者等に注意喚起の文書を通じた。また、７月１５日付で千葉県文化財課より注意喚起の文書が県内市町村に送信された。

また、８月３日に、平成２３～２５年度にかけて解体修理工事を行った岩瀬建築有限会社に修理費用の見積を依頼したところである。

なお、８月４日（木）現在、犯人は逮捕されていない。

報告（２）安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社の国登録文化財への答申について

令和元年度にはじめて問合せがあり、その後継続的にご審議いただいた安藤家住宅主屋・土蔵・稲荷社が、令和４年７月２２日に、国の文化審議会により文部科学大臣に登録有形文化財の登録について答申がされたので、その内容について報告するものである（資料５）。

今後、本年１１月頃に文化財登録原簿への登録、官報にて告示（本登録）される予定である。

報告（３）光福寺仏像調査について

第１回の審議会において、指定文化財候補として取り上げた、光福寺の不空羂索観音立像について、所有者である光福寺様より調査の許可をいただき、令和４年７月２０日に濱名委員により調査を実施したので、その成果について報告するものである（資料６）。

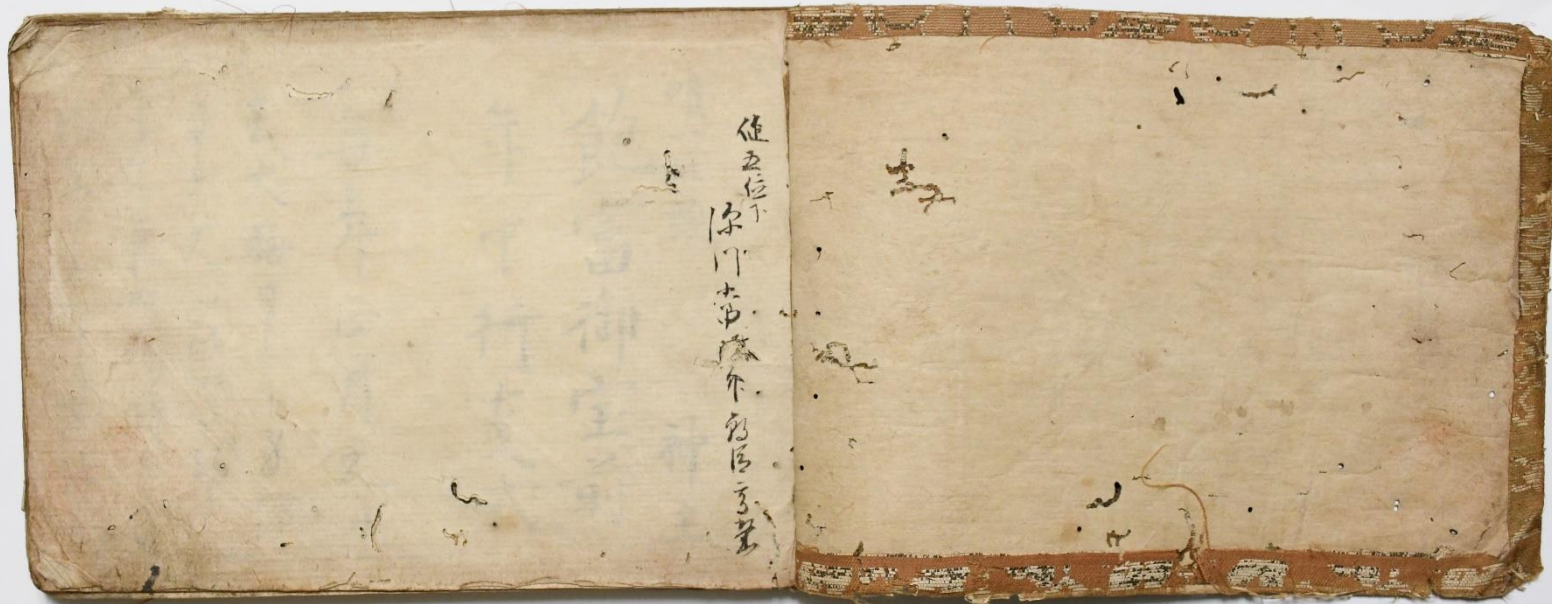
なお、今回調査を実施した、千手観音菩薩立像（これまで不空羂索観音としていた仏像）及び妙見菩薩立像２体については指定にふさわしいとの評価を得たので、今後の審議会でも議題として挙げ、指定に向けてご審議いただく予定である。

深河家略年譜

年代		深河家当主									当主以外			
和暦	西暦	第50代	第51代	第52代	第53代	第54代	第55代	第56代	第57代	第58代				
文化5	1808							深河勝栄 61歳						
文化6	1809													
文化7	1810													
文化8	1811													
文化9	1812													
文化10	1813													
文化11	1814													
文化12	1815													
文化13	1816													
文化14	1817													
文化15、文政1	1818													
文政2	1819											大和正長の二男 12歳		
文政3	1820													
文政4	1821													
文政5	1822													
文政6	1823													
文政7	1824													
文政8	1825													
文政9	1826													
文政10	1827													
文政11	1828													
文政12	1829													
文政13、天保1	1830													
天保2	1831													
天保3	1832													
天保4	1833													
天保5	1834													
天保6	1835													
天保7	1836													
天保8	1837													
天保9	1838													
天保10	1839													
天保11	1840													
天保12	1841													
天保13	1842													
天保14	1843													
天保15、弘化1	1844													
弘化2	1845													
弘化3	1846													
弘化4	1847													
弘化5、嘉永1	1848													
嘉永2	1849													
嘉永3	1850													
嘉永4	1851													
嘉永5	1852													
嘉永6	1853													
嘉永7、安政1	1854													
安政2	1855													
安政3	1856													
安政4	1857													
安政5	1858													
安政6	1859													
安政7、万延1	1860													
万延2、文久1	1861													
文久2	1862													
文久3	1863													
文久4、元治1	1864													
元治2、慶応1	1865													
慶応2	1866													
慶応3	1867													
慶応4、明治1	1868													
明治2	1869													
明治3	1870													
明治4	1871													
明治5	1872													
明治6	1873													
明治7	1874													
明治8	1875													
明治9	1876													
明治10	1877													
明治11	1878													
明治12	1879													
明治13	1880													
明治14	1881													
明治15	1882													
明治16	1883													
明治17	1884													
明治18	1885													
明治19	1886													
明治20	1887													
明治21	1888													



表紙裏書



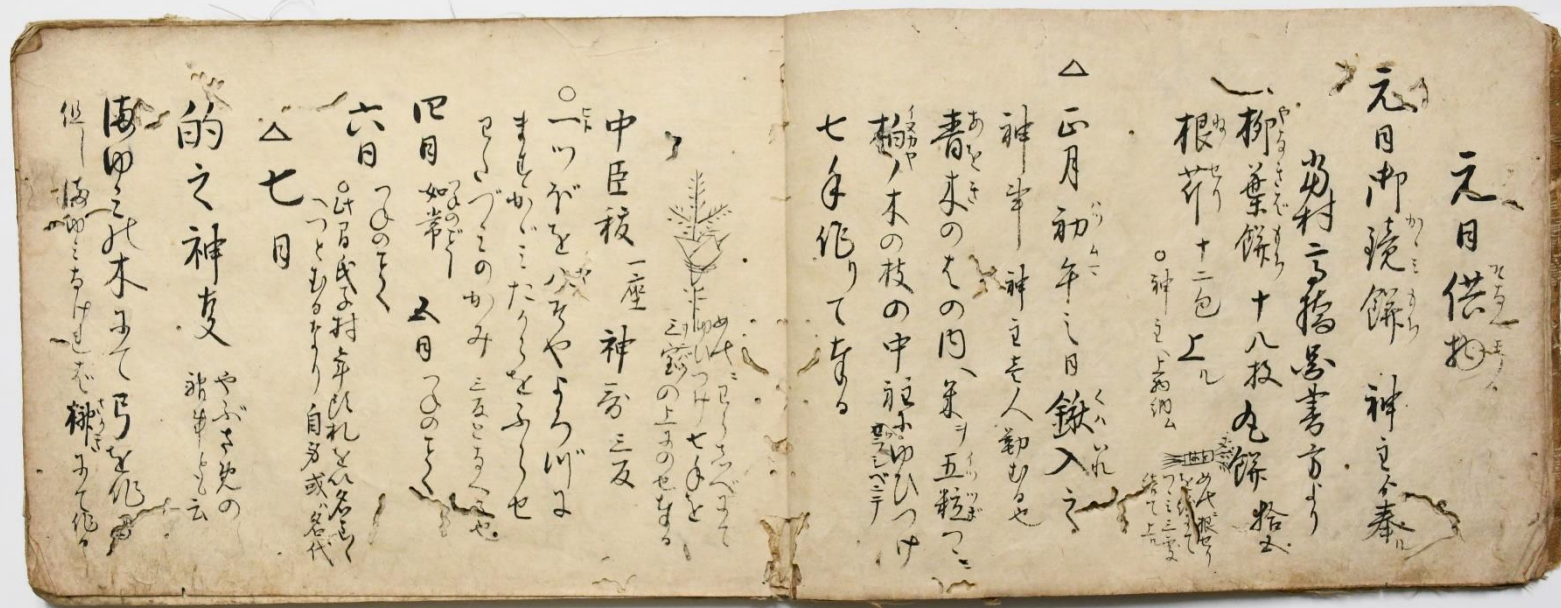
1丁表（左）

唯一社頭 神主
飽富御宝前
年中行夏式
毎年正月元日
在大晦日より夕方に
きりぎりす心込いふ
しりあいのハツ時より
社系するなり河津前

1丁裏（右）、2丁表（左）

焼的^{トウ} 振^ハ 殿^イ ニッ 内室前
 と^シ 切^キ き 大^オ 被^コ と 打^ウ 光
 神^シ 打^チ つのめく^メ 光^ク 也
 申^ウ 枝^エ 一^一 座^座
 六^六 根^根 一^一 座
 三^三 種^種 三^三 十^十 六^六 座
 今^{イマ} 上^ノ 皇^{ミコ} 帝^{ミカド} 宝^{タカラ} 祚^{ソコ} 長^{ナガ} 久^{キウ}
 御^{ミコ} 武^ブ 運^{ウン} 繁^{シブキ} 榮^{エイ} 五^イ 穀^{コク}
 成^{セイ} 就^{ジウ} 氏^シ 子^シ 安^{アン} 全^{セン} 萬^{マン} 民^{ミン}
 豊^{トヨク} 樂^{ラク} 夜^ヨ 乃^ノ 守^モ 利^リ 日^ヒ 乃^ノ
 守^モ 利^リ 仁^ニ 守^モ 利^リ 幸^{サイ} 伊^イ
 玉^{タマ} 降^ユ 止^ト 忍^ニ 美^ミ 久^ク 毛^モ 申^シ
 右^{ミドリ} 三^ミ 日^{ニチ} 之^ノ 行^{ユク} 法^{ホウ} 朝^{アサ} 夕^{ユフ}
 兩^{リウ} 度^{タク} 乃^ノ 益^{ツク} る 去^ク 年^{ネン}
 村^{ムラ} 中^{ナカ} 兼^{カミ} 氏^シ 子^シ 村^{ムラ} 名^ナ 記^キ
 年^{ネン} 以^{ヨリ} 札^{シラ} 内^{ウチ} 前^{マエ} 乃^ノ 記^キ
 神^{カミ} 前^{マエ} 三^ミ 方^{カタ} の 之^ノ 小^コ の せ 也^ヤ
 乃^ノ 重^{オモシ} 之^ノ 日^ヒ 乃^ノ 記^キ して 神^{カミ}
 年^{ネン} 以^{ヨリ} 勤^{シメ} め の 事^{コト} 乃^ノ 記^キ
 前^{マエ} 室^{ムロ} 座^ザ

2丁裏 (右)、3丁表 (左)



3丁裏~28丁表までは省略

28丁裏 (右)、29丁表 (左)

申すつもの
 御神奉年八時中長根六根後
 三種ニテニ 御堂に御事と云
 △十一月
 △式日のついでつもの
 今御下りし御事
 法座四指の夜
 今月 初年の夜の夜子の時
 今年の輪徳を以て上下両方
 振色一ましく成乾の冬と区
 中長根六根三種の丈根と
 ついでとくす年〇の御事あり
 △十五日 子夜社と云阿り

大ぬきといふと毛生しん
 いのちなり
 △十二月
 △式日のついでつもの
 十三日御事けひの御事
 御切根御戸をひらき登と
 入まじくは御座と云きり
 後中長六根三種つもの
 申す御事あり
 夕方御事と云きり
 年内ニ立春りは心で夜
 焼めと云きり
 立春のありし立春御事あり
 つもの

30丁裏 (右)、31丁表 (左)

浦邊
 △河未社七十五座 中正傳
 ○御本殿ウシロ東之方河未社
 ○東ヨリカ一
 ○久保田八幡宮 八月十日惣祭 河未供上
 ○三作村三輪大明神 かくのホ
 ○八王子野田村 九月十日惣祭 河未供上
 ○伊弉諾伊弉册神社 水垣のホ
 ○若宮八幡宮 元来河未に祀
 上祀入り年 去後
 ○東西之方河未社
 ○棟ヨリカ一
 ○稻荷大明神 河未供上
 ○花波村八幡宮
 ○花瘡神 古来花波村に祀
 ○河未及東之方二十社
 ○龍田太神宮 かくのホ
 ○太田命宮 日
 ○牛頭天王宮 かくのホ
 ○三之宮太神 いせのホ
 ○保食大明神 かくのホ
 ○雅産大明神 かくのホ
 ○福王神社 かくのホ
 ○澳津彦ホ かくのホ
 ○澳津姫ホ 日
 ○大己貴太神 かくのホ
 ○庚申猿田彦太神 かくのホ
 ○月照鏡太神 男女のホ
 右十社

31丁裏 (右)、32丁表 (左)

住吉大明神 おんみきのみかみ
 香取太神宮 おんかとりのみや
 鹿嶋太神宮 おんかしまのみや
 白鳥太神宮 おんしらトリのみや
 大將軍 おんたいしゆん
 酒解大明神 おんさけのきり
 豊字加大明神 おんゆきかのみや
 少彦谷太神 おんすこひこ
 石凝姥神社 おんいすほ
 柳葉大明神 おんやなぎ
 西之方十三社
 高原大権現 おんたか
 廣畑大権現 おんひろはた
 米倉大権現 おんこめくら
 秋口大権現 おんあきぐち
 飯岡大権現 おんいひの岡
 泉加大権現 おんいづみ
 廣田大権現 おんひろた
 飯盛大明神 おんいひの盛り
 清地太神宮 おんきよぢ
 大宮賣神社 おんおみやう
 波志取大明神 おんなみ
 花輪之大明神 おんはなわ
 初杉大明神 おんはつすぎ
 麦之方九社

32丁裏 (右)、33丁表 (左)

〇 寅方四社
 〇 大山祇神社 山の神
 〇 彦龍大明神 ふくの神
 〇 姫龍大明神 〃
 〇 東明大明神 まよめの神
 〇 卯方二社
 〇 春日大明神 家の神
 〇 太玉大明神 〃
 〇 北方十社
 〇 菅苞大明神 ふくの神
 〇 岡家大明神 田畑の神
 〇 栗嶋大明神 女の神
 〇 草薙大明神 〃
 〇 岐大明神 ふぐまの神

〇 南方三社
 〇 神之宮塩安神社 ふくの神
 〇 矢立八幡宮 弓矢の神
 〇 子安大明神 女の神
 〇 金山彦太神 ふくの神
 〇 見通大明神 智恵の神
 〇 飯粥大明神 〃
 〇 第五太神宮 〃
 〇 第四太神宮 〃
 〇 第二太神宮 ふくの神
 〇 第一太神宮 彦狹知命の神
 〇 手置大明神 〃
 〇 服部大明神 女の神
 〇 飯取大明神 ふくの神

33丁裏 (右)、34丁表 (左)

海神宮
 高之宮
 合魂大明神
 天雲神社
 第輪大明神
 申方ニ社
 白狐大明神
 東鎮神社
 申方ニ社
 軒遇突智神社
 木花淺間宮
 外別宮
 以上
 天滿天神宮
 東照大権現宮
 天王宮
 宗源宣旨清居垂神
 二月十八日
 十月十九日 神吉日
 谷路目下辰入祭料
 永くニ及奉祀し以れ

34丁裏 (右)、35丁表 (左)

△靈神祭日記

一日 元禄八年父信國年 婦四十二歳
小女姫靈神 市正妻治部少輔母ナリ
十二月朔日死

二日 阿津美大兄灵神 遠江守猷家子
常陸介父ナリ

三日 宣旨鹽會靈神 名福子 進家女
明和二年乙酉 遠江守猷家之妻
常陸介喬家之母
十月三日 五十六歳死

四日 治部少輔進家灵神 市正秀豊子
從五位下 寶曆九歳己卯
十二月四日 八拾二歳死

五日 明和五年戊子 常陸介實文
● 七日 遠江守猷家灵神 高橋子
九月七日七拾四歳去 四拾歳

六日 吉田殿御免神道講師
花沢惣右衛門女
八月七日 七十三歳死

〇 七日 登良姫灵神 治部少輔進家妻

八日 大和宗正忠靈神 寛文四年春
四十二歳市正秀 豊家父ナリ

九日 治部義政 大和守正忠之妻良文也
寛永十八年辛巳六月八日六十一歳死
〇 九日 於喜子姫灵神 遠江守猷家子
常陸介母ナリ
宝曆十三年己未 七月九日死 三十八歳

十日 十一日 十二日 十三日

十四日 延宝元年 市正秀豊子
波姫灵神 常陸介母ナリ
十月十四日

十五日 吉孝灵神 判官大彌
コレタカ
天正四年三月十五日死 七十三歳死

十六日 治部元吉灵神 治部義政
元和三年 丁巳五月十六日死 八拾二歳

35丁裏 (右)、36丁表 (左)

十七日 享保十二年丙午十月十七日
 市正秀豊^{トヨ}灵神 御本殿建立
 七拾三歳死

十八日 神主安永六年丁酉撰書致部
 掃部順榮^{トヨ}灵神 正月十八日二十歳死
 帝陸公喬栄二月十^リ

十九日 二十日 國姫^{クニノメ}灵神 高橋清房秀英娘
 享保八年癸卯 遠江守敏守実母 五十六歳死

廿一日 廿二日 廿三日 大和守正忠^{ナガノ} 父
 延宝七年未^レ四月八十五歳死

廿五日 廿六日 廿七日 廿八日
 廿九日 三十日 以上

廿九日 美佐保^{ミサキ}灵神 常陸守高榮
 寛政三年庚子十月廿^ニ日死

二日 満寿姬^{ミチノ}灵神 常陸守高榮
 寛政七年癸卯四月二^ニ日死

廿五日 市正榮^{チヨシ}灵神 文化二年乙丑年
 三月廿五日四十六歳死

十二日 要人^{ウケ}灵神 大和正^{ナガノ}
 寛政九年 正月十二日 行年十二歳

廿五日 從^レ下^ニ常陸高^{トヨ}心^コ榮^{トヨ}灵神
 七月十六日七十歳死
 市正榮^{チヨシ}之養女也





案 2

※単色写真



松見寺虚無僧墓碑

- ①・安迦海心和尚 承応 4 年(1655年) 4 月 15 日没
 ・三廣露月和尚 天和元年(1681年)12月 1 日没
 ・本空一無和尚 元禄 4 年(1691年) 9 月 9 日没

②戒雲盛光首座品位 享保17年(1732年) 5 月 13 日没

③靖然政甫和尚品位 文政 4 年(1821年) 3 月 27 日没

(松見寺の住職)

※首座は修行僧の中で第一位を勤める者、品位は僧侶の位階。

令和 11 年 11 月

袖ヶ浦市教育委員会

歴史資料になります。

この三基の墓碑には、江戸時代の承応四年(一六五五年)から文政四年(一八二一年)までの間に死亡した五人の虚無僧の名が刻まれています。虚無僧の墓碑は、全国的にみても貴重な歴史資料になります。

諸国を托鉢して修行しました。

虚無僧は、普化宗(禅宗の一派)に属する有髪の僧で、天蓋と呼ばれる深編み笠をかぶり、首に袈裟をかけて尺八を吹き、

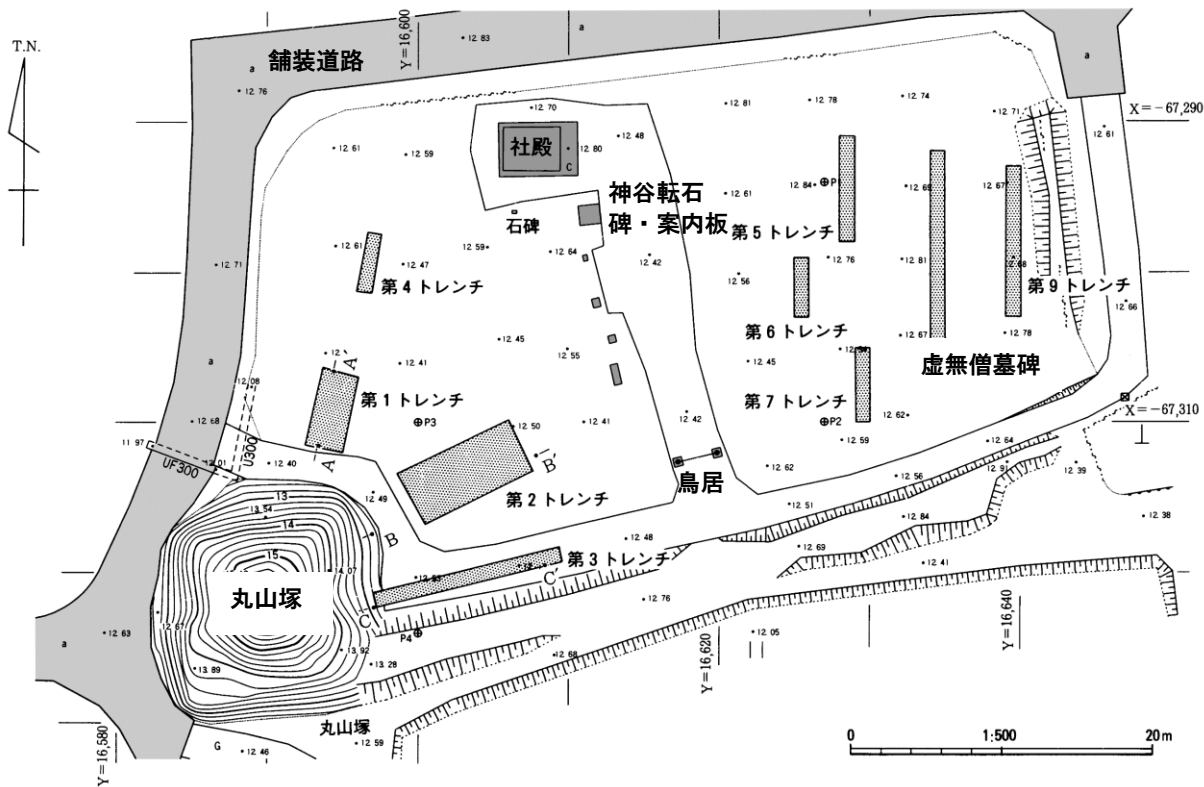
争の際に焼失したと考えられています。

この場所にあった松見寺は、虚無僧寺として有名な一月寺(松戸市小金)の末寺で、江戸時代前期の寛永年間(一六二四〜一六四四年)に創建され、明治元年(一八六八年)の戊辰戦争の際に焼失したと考えられています。

指定年月日 平成十四年二月六日
 管理者 御銚神社

所在地 袖ヶ浦市三黒字定西大縄四一七
 吾妻神社

袖ヶ浦市指定文化財第二十六号 — 記念物 史跡 —
 松見寺虚無僧墓碑



吾妻神社（旧・松見寺）境内平面図

虚無僧の姿
(写真:松戸市立博物館提供)

松見寺 神谷 転石 碑

所在地 袖ヶ浦市三黒字定西大縄四二七
管理 者 御鋒神社
指定年月日 平成一四年二月六日

神谷転は、江戸時代後期の天保元年（一八三〇年）から天保六年（一八三五年）にかけて起こった仙石騒動（出石藩・兵庫県出石市の御家騒動）において、藩の改革派に追われる身となり、脱藩して後に友鷲と改名し、松戸小金（松戸市）の一月寺に入寺して虚無僧となった。その後、天保六年（一八三五年）に、この場所にあった松見寺の看守（禅宗で、住職に代わって寺務を監督する役）となった。

石碑は、仙石騒動が収まった天保七年（一八三六年）に友鷲（神谷転）が建立したものである。内容は、吾妻神社の社頭（社殿の前）に精忠の志をあらわしているもので、歴史的事件に関わった人物と袖ヶ浦市の関係を示すものとして貴重な歴史資料である。

平成二二年三月
袖ヶ浦市教育委員会

【参考資料】「松見寺神谷転石碑」案内板の銘板

令和 4 年度山野貝塚発掘調査について

(1) 令和 2、3 年度の発掘調査の成果について

発掘調査の目的

平成 29 年 10 月 13 日の国史跡指定後に、実施した発掘調査である。

本発掘調査は、これまでの発掘調査及び整理作業で推定された、馬蹄形に展開する集落の外側から内側に向かって検出される遺構や出土する遺物の時期が新しくなるという、集落の構造と时期的な変遷を、連続するトレンチにおける断面観察等で把握するとともに、中央窪地の構造を明らかにすることを目的として実施した。(図 1・2)

令和 2 年度調査 (第 8 次調査) の概要

発掘調査の方法

本貝塚の主要部分である、市道 3002 号線 (史跡を東西に走る道路) 北側において、北貝層から中央窪地に至る北西-南東方向の一直線上に、間隔をあけて 1×20m のトレンチを 3 本設定した (40~42T)。

掘削は人力で行い、遺構確認、貝層サンプル採取、図面測量、写真撮影を行い、遺構確認面を山砂で被覆した後、人力で埋め戻した。

調査所見

40 トレンチ

縄文時代後期の住居 1 軒、土坑 2 基、貝層を含む土坑 1 基を確認した。出土した土器は縄文時代後期前葉堀之内式が中心である。また、トレンチ南側に位置する土坑からは貝層を検出し、破碎された貝、二枚貝の堆積、バイの堆積と、貝の種類を分けて 1 つの貝層が堆積している状況がみられ、堀之内式の土器も検出した。

41 トレンチ

縄文時代後期の住居 1 軒と貝層 3 箇所を確認し、貝層下にも住居と推定される遺構が認められた。確認された貝層は、貝層ごとに貝の種類が異なっており、破碎された二枚貝中心の貝層、完形二枚貝主体の貝層、イボキサゴ主体の貝層、獣骨を伴う貝層などに分かれる。また、出土遺物は調査区北部で加曾利 B 式が多いのに対して、南側では曾谷式や後期安行式が多く出土する傾向が確認された。

42 トレンチ

遺構は検出されなかったが、縄文時代晩期 (安行式) の遺物が主体的に出土した。また、調査区北部では晩期遺物が多く検出されたが、傾斜する南部に至るほど遺物の検出は少なくなり、石製品など数点の遺物が検出されるにとどまる。断面からは、現状の地形と同様に、北西から南東に向けて地山ローム上面の傾斜が認められた。

令和 3 年度調査（第 9 次調査）の概要

発掘調査の方法

令和 2 年度調査の 41、42 トレンチの間に 43 トレンチを設定するとともに、中央窪地と中央窪地以外の土層堆積を比較するために、40 トレンチの一部と 42 トレンチを再掘削し、その一部の下層調査を実施した。掘削はすべて人力で行った。遺構確認、土層サンプル採取、図面測量、写真撮影を行い、遺構確認面を山砂で被覆した後、人力で埋め戻した。

調査所見

43 トレンチ北西部において、昨年度調査した 41 トレンチで検出した貝層の延長である貝層 1 ヶ所と、縄文時代後期から晩期の住居 3 軒程度と住居に伴うと思われるピット群を検出した。出土遺物は 41 トレンチに近い付近では、加曾利 B 式などの後期の土器が検出されたが、南部では晩期安行式などの遺物が多量に検出する特徴が確認された。

また、40 トレンチと 42 トレンチの下層調査を実施したところ、北貝層に当たる標高の高い 40 トレンチでは立川ローム層の VI 層以上が遺存しているのに対し、中央窪地に相当する標高の低い 42 トレンチでは立川ローム層の VI 層が遺存していないことを確認した。

令和 2、3 年度の発掘調査の成果

令和 2、3 年度の発掘調査により、これまでの調査で推定されていた、馬蹄形に展開する集落の外側から内側に向けて検出遺構や出土遺物の時期が新しくなることを、連続するトレンチの土層断面と遺物出土状況により追認することができた。

また、中央窪地と貝層部分の下層調査における土層断面を比較した結果、中央窪地部分の立川ローム層の上部が消失していることが明らかとなった。（図 3・4）

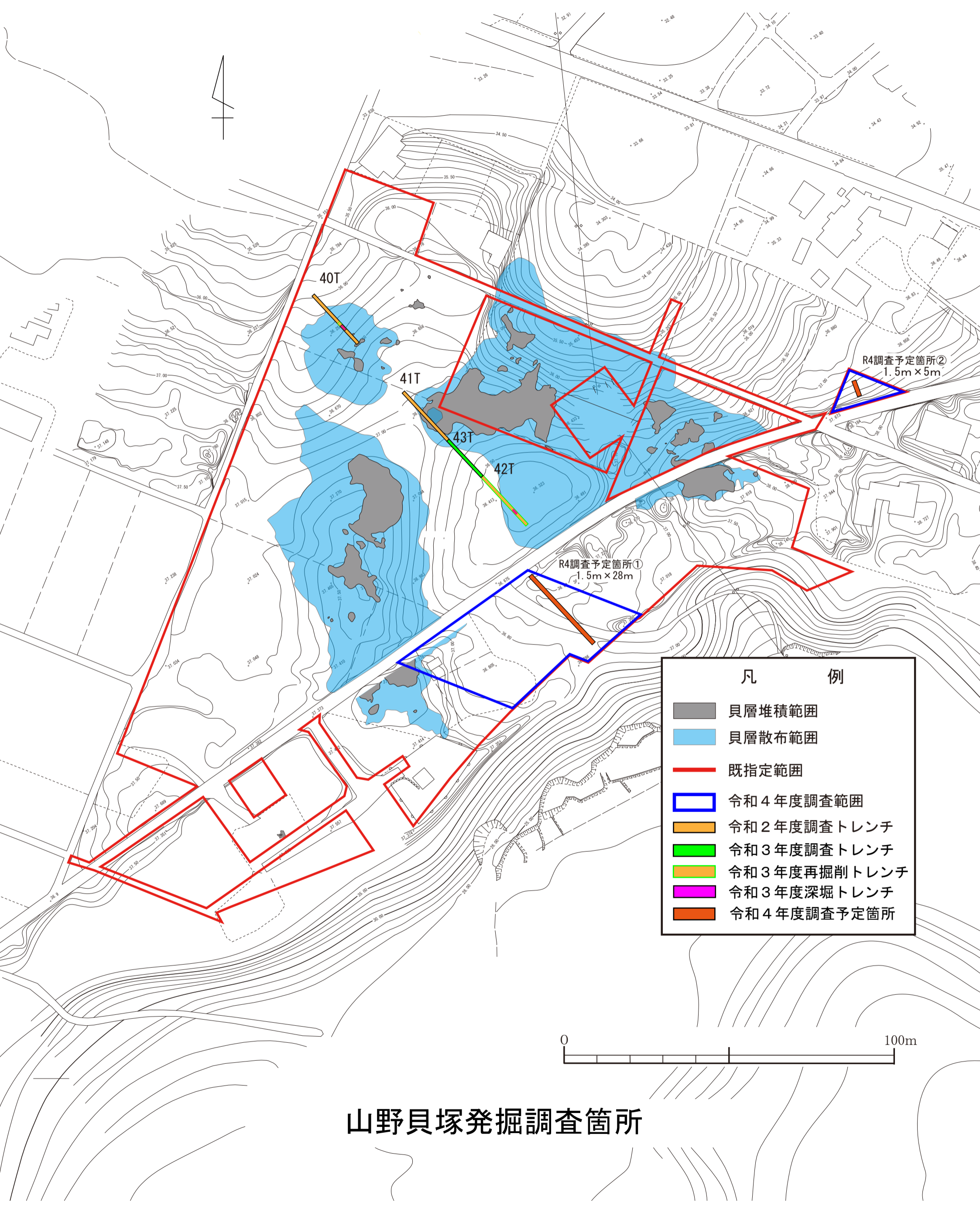
（2）令和 4 年度の調査について

令和 4 年度（第 10 次調査）の目的

これまでの発掘調査及び地形測量により、市道 3002 号線より北側の窪地の情報はある程度把握されていたが、その南側については発掘調査箇所が少なく、また、現況地形も乱れていることから、内容がわかっていない。

そこで、第 8、9 次調査で設定したトレンチに近接する、市道 3002 号線の南側にトレンチを設定し、窪地南側の状況を把握する。

また、史跡東端の三角形地点においてトレンチ調査を実施することにより、これまで調査をされていなかった史跡東端の状況を把握する。



凡 例	
■	貝層堆積範囲
■	貝層散布範囲
—	既指定範囲
□	令和4年度調査範囲
—	令和2年度調査トレンチ
—	令和3年度調査トレンチ
—	令和3年度再掘削トレンチ
—	令和3年度深堀トレンチ
■	令和4年度調査予定箇所

山野貝塚発掘調査箇所

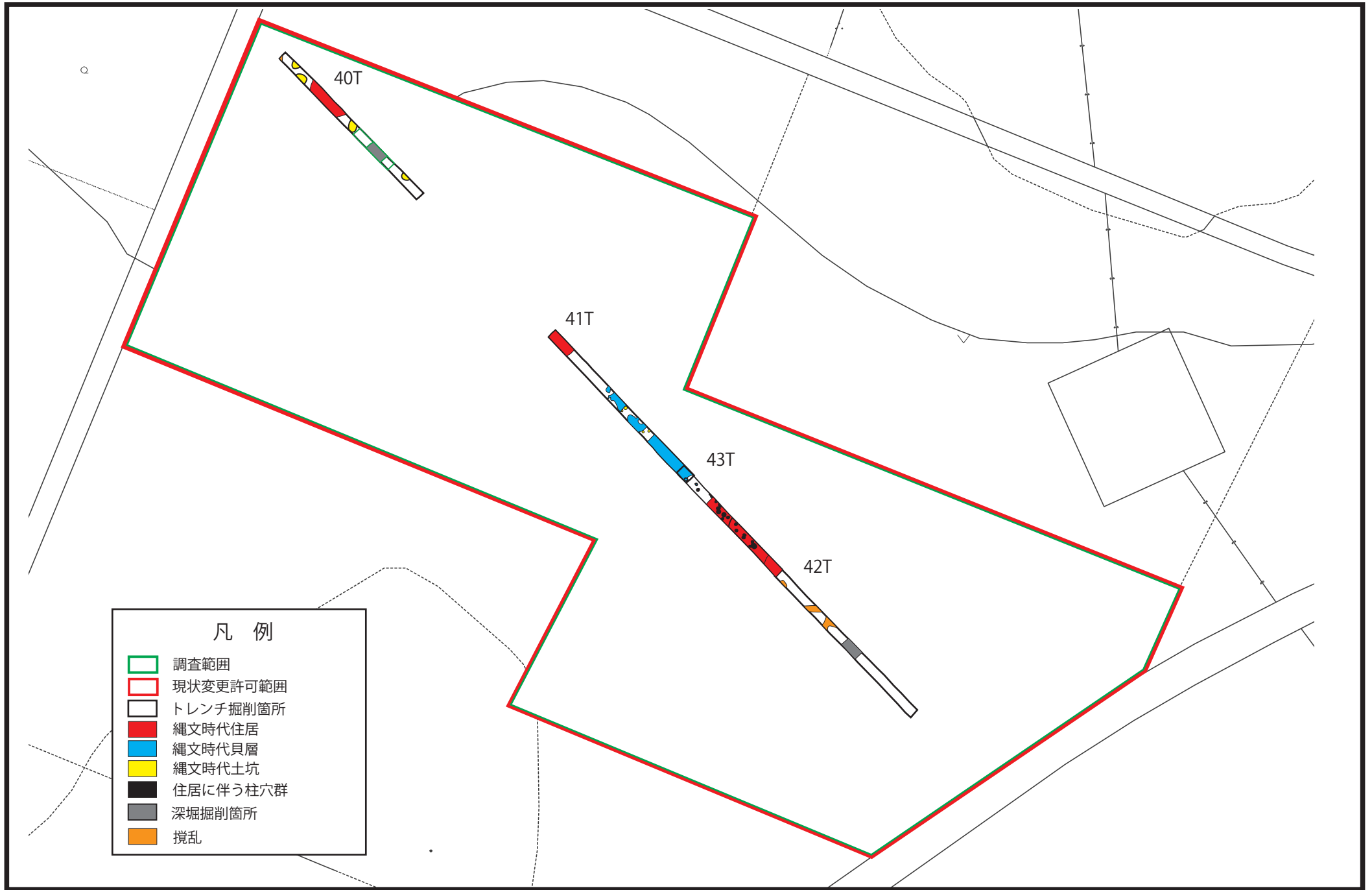
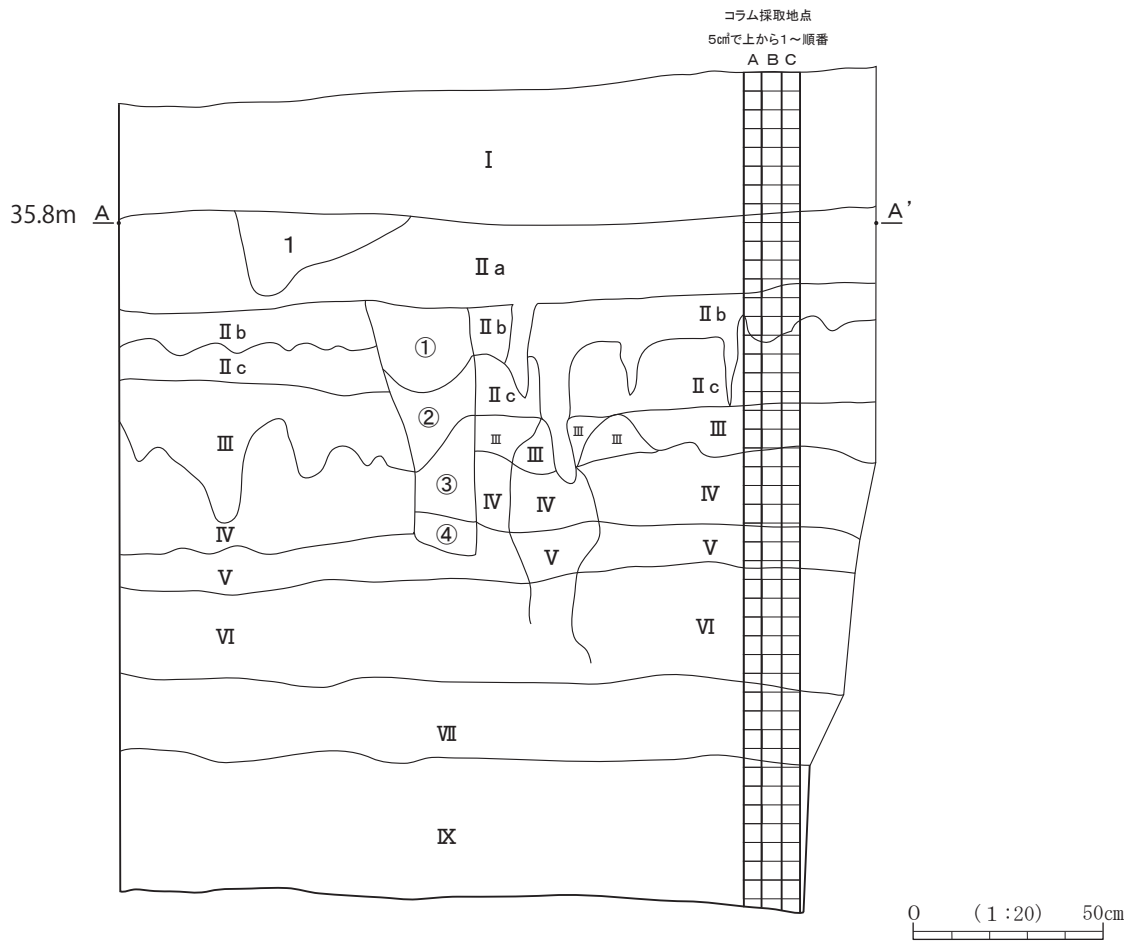


図2 山野貝塚（8）・（9）遺構検出状況図（S=1：500）



土壌採取風景①



土壌採取風景②

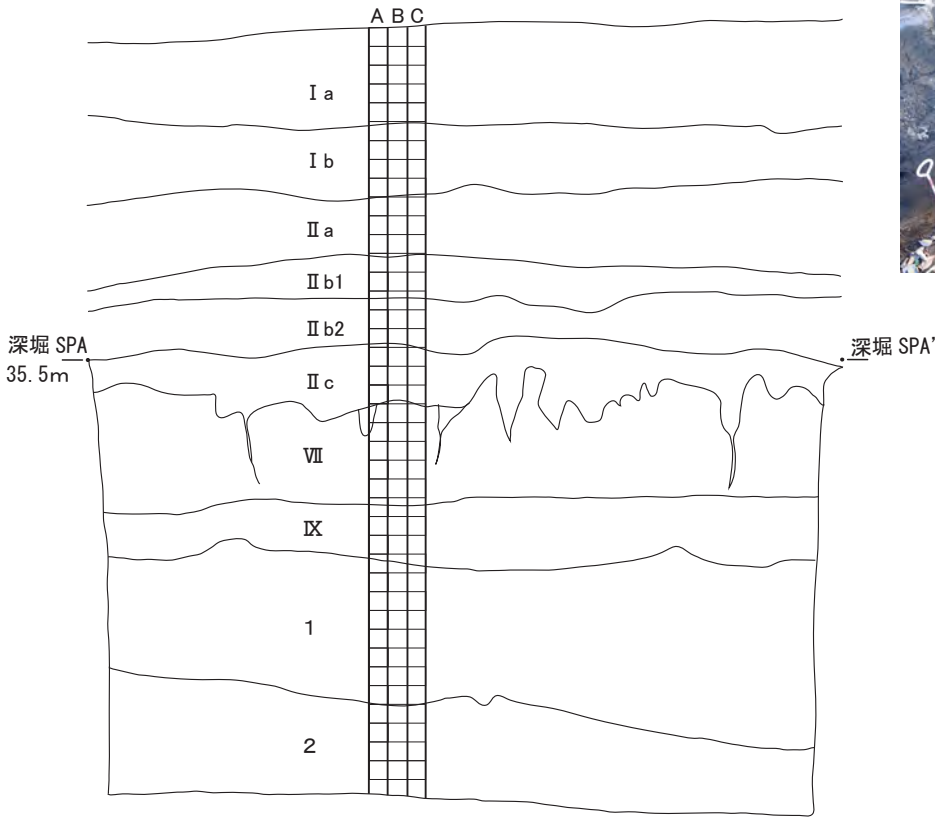


第40Tセクション

山野貝塚(9) 第 42T 深堀セクション

36.6m SP.

コラム採取場所
5cmで上から1〜順番



土壌採取風景

0 (1:20) 50cm

1. 明褐色土 (ハードローム層 ぼんやりとした5~3mm程度の黒色部が斑状に確認できる)
2. 明褐色土 (ハードローム層 黒色部が斑状にごく稀にあり とても硬化している)

BB IIの正確な土層は不明瞭 AT層の堆積を確認できず



第 42T セクション

写

様式第 9 号（第 9 条関係）

指定文化財滅失（盗難）届

令和 4 年 7 月 4 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

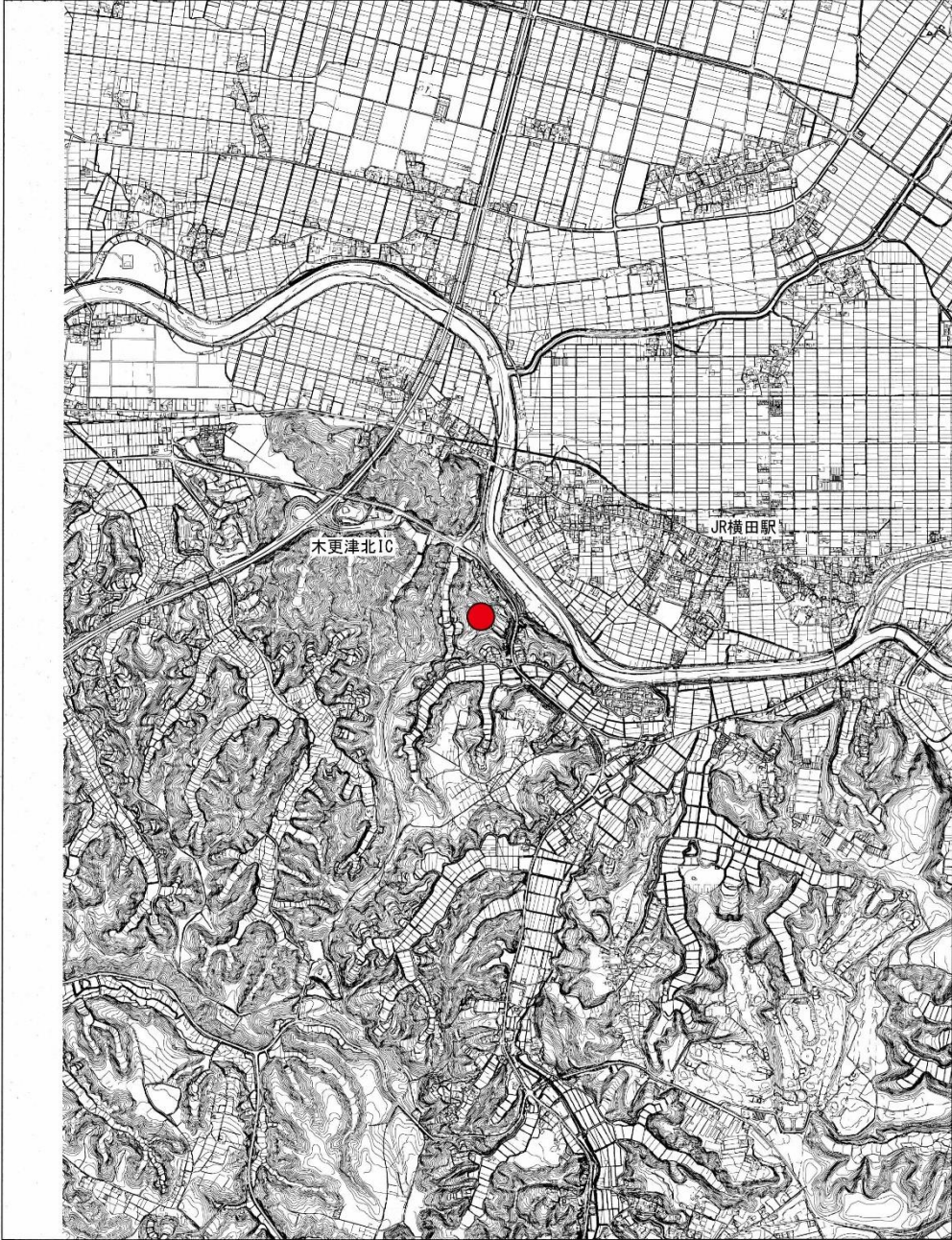
所有者等 住所 袖ヶ浦市滝の口 4 4 9 番地

氏名 小高神社 代表役員
千葉 一男

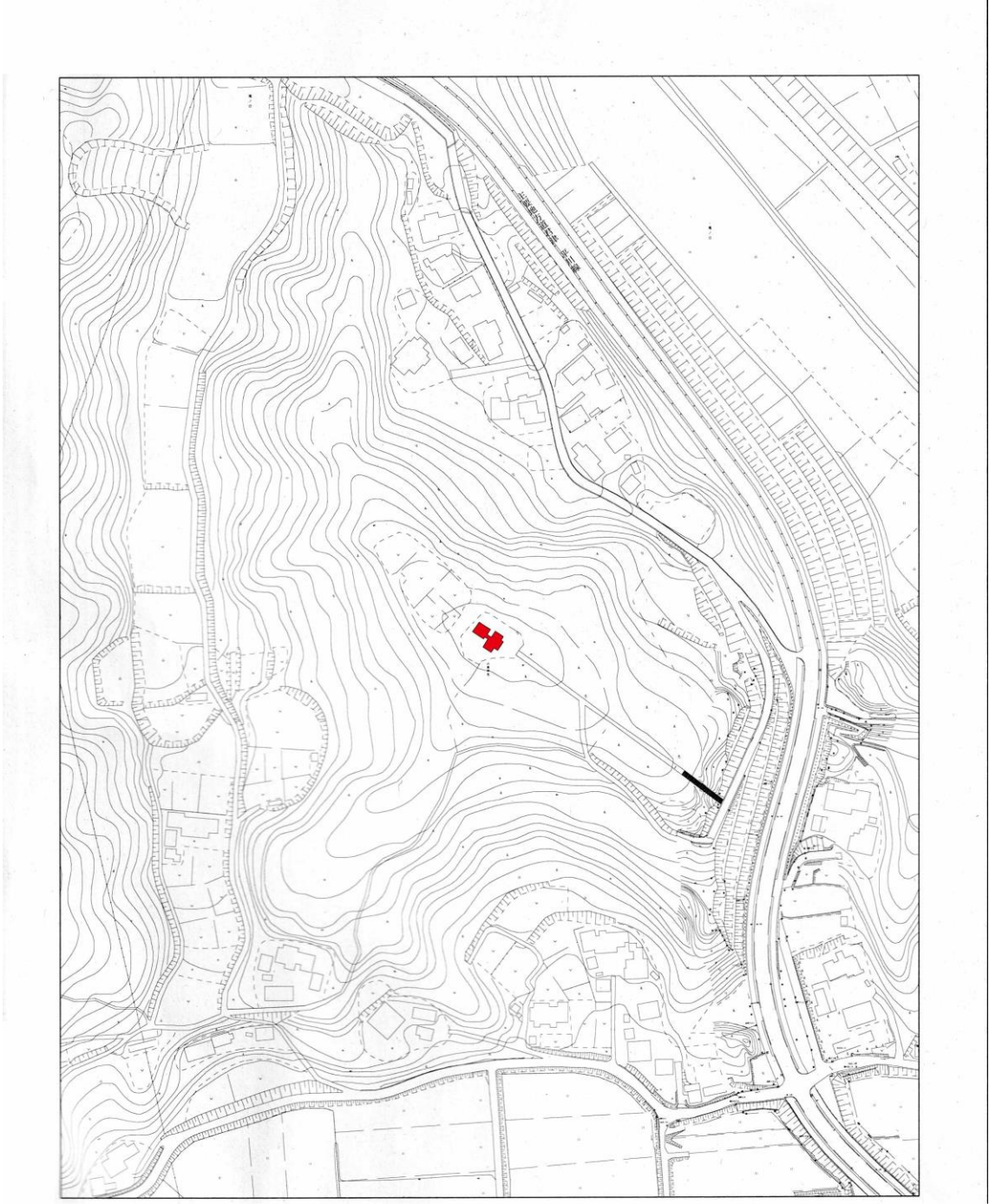
下記のとおり指定文化財を滅失（盗難）しましたのでお届けします。

記

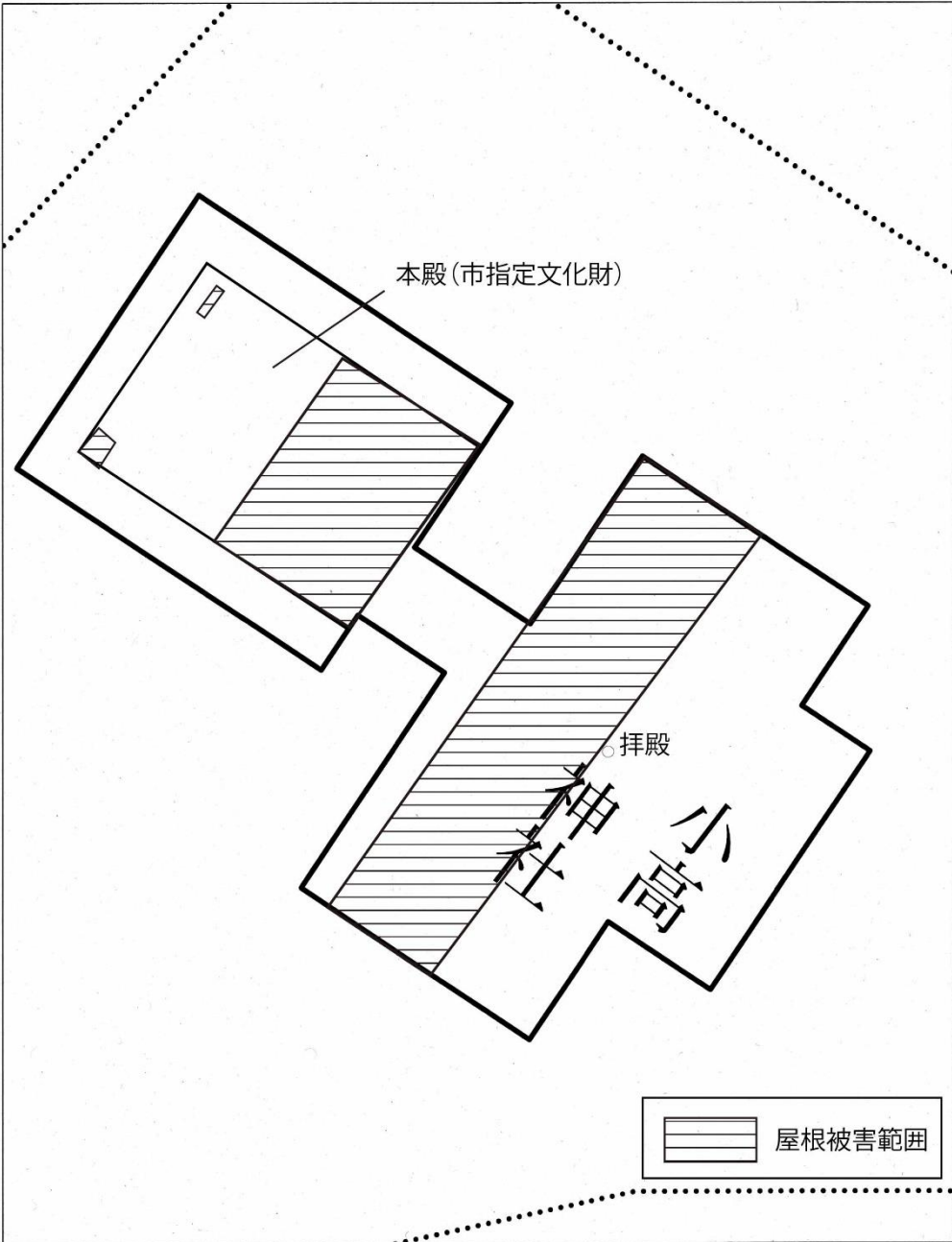
1	指定書の番号 及び交付年月日	指定書番号：袖文指第 1 7 号 交付年月日：平成 4 年 8 月 1 日
2	滅失（亡失・損 傷・盗難）の年 月日	令和 4 年 6 月 2 7 日 ※所有者が盗難を確認した日
3	滅失状況及び その処置	本殿南東側の屋根に葺かれた銅板がほぼすべて剥ぎ取られ盗難された。また、北西隅の銅板が大きくめくられ、北隅の銅板のごく一部が若干めくられた。 盗難を確認した 6 月 2 7 日に、警察に被害届を提出し、鑑識等により被害状況の確認があった。
4	その他参考事項	拝殿南北西側の屋根に葺かれた銅板がほぼすべて剥ぎ取られ盗難された。



小高神社位置図 (1/25, 000)



小高神社地形図 (1/2, 500)



小高神社被害状況図 (1/100)



小高神社本殿被害写真①（覆屋の外から）（南西→）



小高神社本殿被害写真②（覆屋内から）（南西→）



小高神社本殿被害写真③（覆屋内から）（南西→）



小高神社拝殿被害状況写真（北西→）

写

袖 教 生 第 9 3 9 号
令 和 4 年 7 月 5 日

指定文化財管理者 様

袖ヶ浦市教育委員会
教育長 御園 朋夫
(公印省略)

指定文化財における防犯体制の徹底について（依頼）

盛夏の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市文化財行政について多大なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年6月27日に市指定文化財において、屋根に葺かれた銅板の盗難被害が確認されました（別紙写真）。

つきましては、日頃より十分な管理をされていることとは存じますが、防犯体制などを再確認いただくなど、より一層ご注意くださるようお願いいたします。また、見回りや点検などの際に文化財の異常を発見した場合は、必要に応じて木更津警察署に通報いただくほか、速やかに下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

袖ヶ浦市教育委員会
生涯学習課 文化振興班
電 話：0438-62-3744（直通）

写

令和4年7月15日

文化財の盗難事案の発生について

千葉県教育庁文化財課指定文化財班

今般、県内市指定文化財建造物において、下記のとおり盗難事案が発生しましたので、注意喚起のため情報提供いたします。

各市町村教育委員会におかれましては、日頃から防犯対策の取組について域内に御指導いただいているところではありますが、本事案の発生に鑑み、更なる防犯対策の徹底について、貴管内の文化財所有者、管理団体及び博物館等の関係者に対して改めて御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 被害のあった文化財
市指定文化財建造物（神社本殿）

2 被害の状況と経過

令和4年6月27日朝、一間社流造の本殿および拝殿の屋根（いずれも銅板葺き）の銅板が剥がされ、盗難されていることが判明した。（別紙 被害状況写真参照）。

本殿には覆屋がかけられていたが、覆屋のカギが壊されており、そこから侵入した可能性がある。

同日、所有者から警察に通報し被害届を提出した。

令和4年6月28日、所有者から市教育委員会へ報告があり、市条例に基づく届け出を行った。

※所有者の意向により、文化財の名称は非公開とさせていただきます。

【担当】

千葉県教育庁教育振興部文化財課

指定文化財班 菅澤

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

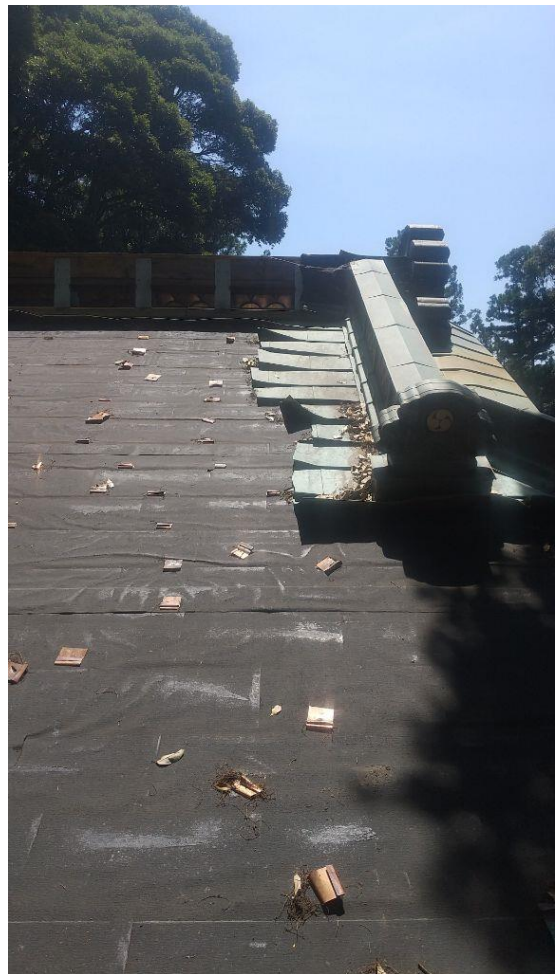
TEL：043-223-4085 FAX：043-211-8126

e-mail：kybunk4@mz.pref.chiba.lg.jp

別紙 被害状況写真



本殿屋根被害状況 1



拝殿屋根被害状況



本殿屋根被害状況 2

令和 4 年 7 月 22 日

文化審議会の答申（登録有形文化財（建造物）の登録）について

文化審議会（会長 佐藤 信^{さとう まこと}）は、令和 4 年 7 月 22 日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに 136 件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、登録有形文化財（建造物）は 13,546 件となる予定です。

1. 今回答申された登録有形文化財（建造物）の概要

	新規登録	累 計
登 録 件 数	136	13,546
関係都道府県数	32	47
関係市町村(区)数	60	1,002

○時 代 別 (件)

	江戸以前	明 治	大 正	昭 和	計
新規登録	37	36	22	41	136
累 計	2,419	4,267	2,748	4,112	13,546

○種 別 (件)

	産 業			交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	治山治水	他	計
	1次	2次	3次										
新規	4	7	15	0	3	5	0	3	63	36	0	0	136
累 計	123	1,419	1,694	513	240	422	337	463	6,063	1,964	223	85	13,546

(件)

	建 築 物	土木構造物	その他の工作物	計
新規登録	119	1	16	136
累 計	10,752	664	2,130	13,546

今回の答申における主なもの

① 奥州街道の歴史的景観を伝える大型養蚕民家
008 松田家住宅主屋 福島県国見町 明治43年

奥州街道の旧貝田宿^{かいだじゆく}に位置する大型養蚕民家。街道側を入母屋造^{いりもやづくり}として家の構えとし、反対側を切妻造^{きりまづくり}で棟に煙出しを設け、養蚕のための造りとする。大火後の建築のため軒裏まで漆喰^{しっくい}で塗込め、雨戸や戸袋を鉄板張とし、厳重に防火に備え、独特な外観を呈する。伝統芸能の発表会を行うなど活用に取り組む。



② アントニン・レーモンド設計のモダニズム大規模邸宅
021 旧赤星鉄馬邸^{あかほしてつま} 東京都武蔵野市 昭和9年

成蹊学園^{せいけい}の南に広大な敷地を構えた実業家の邸宅で、建築家アントニン・レーモンドの設計。中央で屈曲した東西に長い中廊下型平面で、連続窓で水平線を強調する。キャノピーを差し出した玄関に、スリットを入れた曲面壁の階段室を付し、コンクリート造形の可能性を追求した。



③ 特異で洗練された松本平^{まつもとだいら}の彫刻付社殿
055・056 續麻^{つうそ}・今井^{いまい}（兼平^{かねひら}）神社^{つうそしゃ} 續麻社^{かねひらしゃ}・兼平社

長野県松本市 安政6年（1859）・天保4年（1833）

松本平南西の今井地区にある木曾義仲に従った今井兼平^{きそよしなか}を祀る社と續麻社を合祀した神社の社殿。一間社流造^{いつけんしゃながれづくり}の形式で優れた技量を遺憾なく発揮した彫刻で飾る。重要文化財田村堂などを始めとする、この地域に存続する特異で洗練された彫刻を施す社殿の好例。

（写真は手前が續麻社、奥が兼平社）



④ 太平洋を望む鰹節製造の燻し黴付け小屋^{いぶしかびづけ}

088 かつおの天ぱく作業場 三重県志摩市 昭和26年

太平洋を望む^{だいおうさき}大王崎に所在し、波切漁港で水揚げした鰹を直ちに加工する鰹節製造のための作業小屋。瓦葺き屋根、^{なきり}竝板壁の燻し小屋と黴付け小屋を一体で建て、^{たていたかべ}主屋との間の作業場に大屋根を架ける。焙乾窯やセイロ等と共に鰹節製造の伝統的な工程を示す。



⑤ 日本遺産「葛城修験」を守り伝える行所の庫裏^{かつらぎしゅげん}

096 堀越 観音庫裏 和歌山県かつらぎ町 江戸末期

和泉と高野山を往来する七越峠^{ななこし}近くに所在する葛城修験行所の一つで、本堂西隣に位置する庫裏。茅葺き屋根、竈^{かまど}を置く土間、六間取鍵座敷として縁を回す農家風の庫裏。オダチ組の小屋など古式を示す。修験の歴史的景観を伝える。



⑥ 建築家磯崎新^{いそざきあらた}の初期代表作

134 旧大分県立大分図書館（アートプラザ） 大分県大分市 昭和41年

建築家磯崎新が設計した初期代表作で、郷里大分市の中心市街地に建つ日本建築学会賞受賞作。コンクリート打ち放しの巨大なペアウォールと中空梁^{ちゆうくうりやう}が陰影織り成す外部と、スキップフロアを多用した空間構成は巧みで独創的。



提供：大分市教育委員会

<担当> 文化庁文化財第二課電話：03-5253-4111（代表）
課長 山下 信一郎
課長補佐 時枝 正和
登録部門 黒坂 貴裕、清永 洋平、須藤 洋行（内線 2797）
審議会係 森 幸一郎、内田 奈緒（内線 3160）

NO.	名称	所在地	建設年代	特徴など	基準	種別	基準
1	旧増川営林署庁舎(展示館しようわ)	青森県青森市	S12/同37頃増築・H20移築	かつて津軽海峡に面して建っていた営林署の洋風庁舎。下見板張り壁に縦長窓を並べ、漆喰仕上げの妻壁(つまかべ)には半円アーチ形窓をスクラッチタイルの縁取りで飾る。現在は八甲田山を望んで展示館として活用する。	2	官公庁舎	建築物
2	旧松岡家住宅主屋	山形県長井市	E後期/H12・R2改修	長井盆地の田園地帯に所在する農家の屋敷。主屋は寄棟造り茅葺きで、正面中央に切妻造りの破風を付す。前蔵は元は茅葺きで、粃(もみ)を収める穀櫃(こくびつ)を備え、屋敷の表構えとなる。後の蔵は、北側は土間で作業場とし、南側は二階建ての板敷きで米蔵とした。馬屋は主屋の土間に接続し、馬房を二つ配して柱にマセ棒穴を残す。作業小屋及び牛舎は主屋の表側に離れて位置し、牛舎は東面に明かり取りと換気の窓を並べ、柱にマセ棒穴を残す。屋敷林に囲まれて水田に浮かぶような屋敷構えで、稲作農家の歴史的景観を伝える。	1	住宅	建築物
3	旧松岡家住宅前蔵		M20/S中期改修		1	住宅	建築物
4	旧松岡家住宅後の蔵		M32/S中期改修		1	住宅	建築物
5	旧松岡家住宅馬屋		S7/S中期改修		1	産業1次	建築物
6	旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎		M41/S中期増築		1	産業1次	建築物
7	近岡家住宅主屋		山形県最上郡金山町		E末期/S初期・同45改修	市街地から北西に所在する農家の主屋。大規模な中門(ちゅうもん)造りの建物で元は茅葺き。昭和中期に中門に二階座敷、座敷側に式台玄関を設け、広縁の正面側を窓とするなど発展させる。正面に消雪池を設ける雪国らしい構え。	1
8	松田家住宅主屋	福島県伊達郡国見町	M43/S25改修	奥州街道貝田宿の明治大火後に建った大型養蚕民家。軒裏を漆喰塗籠(ぬりごめ)にして、雨戸や戸袋を鉄板張りにして厳重に防火に備える。土蔵は大火を乗り越え、家財を収めた蔵で、当地の石蔵普及前の貴重な遺構。表門は切妻造り瓦葺きの門で、板塀を連ねて街道沿いの歴史的景観を形成する。現在、伝統芸能の発表会等に活用する。	1	住宅	建築物
9	松田家住宅土蔵		M24		1	住宅	建築物
10	松田家住宅表門及び板塀		S前期		1	住宅	工作物
11	富田家住宅主屋	茨城県笠間市	M前期	石材産地に所在する大型農家建築。広大な土間と広間、庭に面する続き間座敷を有する。座敷は笠間藩ゆかりの建物と伝わり、藩主家紋の釘隠しや精緻な箴欄間を配し、格式有る書院座敷とする。	1	住宅	建築物
12	田島新一家住宅主屋	群馬県伊勢崎市	文久元(1861)頃/M5頃増築・同中期・T後期改修	史跡田島弥平旧宅の隣に建つ総二階建ての蚕種製造民家。越屋根を三箇所設けて、二階を蚕室とするいわゆる三ツ櫓の建物で、総櫓が成立する以前の貴重な遺構。	2	住宅	建築物
13	旧公正會館	千葉県銚子市	T15/S後期改修	ヤマサ醤油の十代濱口儀兵衛が設立した社会教育事業を目的とする公正會の會館で、鉄筋コンクリート造の洋風建築。正面はセセッションを意識した垂直性を強調する意匠で、二階は講堂で当時の映写室を残す。	2	学校	建築物
14	安藤家住宅主屋	千葉県袖ヶ浦市	E末期/S60頃改修	市街地から北東の旧代宿村にある農家。寄棟造りの主屋は元は茅葺きで、軒を出し桁造りとする。内部は土間と二列五室からなり、十五畳のチャノマに押板と仏壇を備え、上手は続き間座敷とする。正面二箇所式台を付すのはこの地方の上層農家の特徴。土蔵は主屋の南東にある家財蔵。稲荷社は主屋裏手に建つ一間社流造の祠。銅板葺き屋根で棟は成の高い箱棟風とした独特な造り。上総地方の典型的な農家。	2	住宅	建築物
15	安藤家住宅土蔵		E末期		1	住宅	建築物
16	安藤家住宅稲荷社		S初期頃		1	住宅	建築物

備考 (調査等)	特徴・評価	登録基準	建設年代等	所在地	名称
<p>建築年代は仕様と材の経年感による。安藤家は代々名主を務め、明治以降は村長を輩出した旧家。昭和六〇年頃に屋根、外観改修。</p>	<p>袖ヶ浦市街地から北東の代宿に所在する農家。平屋建寄棟造平入鉄板仮葺（茅葺）で東面し、軒を出桁造とする。内部は北に土間、南に二列五室とし、下手は押板と仏壇を備えたチャノマ、上手は続き間座敷とする。東面二箇所に式台を付した上総の典型的な民家。</p>	<p>二 造形の規範となっているもの</p>	<p>江戸末期／昭和六〇年頃改修</p>	<p>千葉県袖ヶ浦市代宿一〇三七</p>	<p>安藤家住宅主屋</p>



備考 (調査等)	特徴・評価	登録基準	建設年代等	所在地	名称
<p>建築年代は材の経年感及び角釘の使用による。</p>	<p>主屋の南東に北面し、家財を収納する土蔵。二階建切妻造妻入で、屋根は置屋根形式の棧瓦葺。北に戸口を設け、南に窓を一箇所開ける。内部は一・二階とも一室で、北東隅に階段を配し、二階床中央に荷揚げ口を設ける。敷地南東の歴史的景観をつくる土蔵。</p>	<p>一 国土の歴史的景観に寄与しているもの</p>	<p>江戸末期</p>	<p>千葉県袖ヶ浦市代宿一〇三七</p>	<p>安藤家住宅土蔵</p>



(調査等) 備考	特徴・評価	登録基準	建設年代等	所在地	名称
<p>建築年代は材の経年感による。</p>	<p>主屋西の築山上に南面して建つ一間社流造の稲荷社。身舎正面に棧唐戸二枚を吊り、側背面を横板張とし、切目長押、内法長押を廻す。軒は一軒繁垂木、屋根を銅板葺とし、棟は成の高い箱棟風とした独特な造り。全体に簡素ながら敷地西側の景観をつくる稲荷社。</p>	<p>一 国土の歴史的景観に寄与しているもの</p>	<p>昭和初期頃</p>	<p>千葉県袖ヶ浦市代宿一〇三七</p>	<p>安藤家住宅稲荷社</p>



像名：千手観音菩薩立像 1 体 報告書No.32-7

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：平安時代後期	作者：不明
材質：木造 古色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。岩崎寺より移座されたとされる。
銘文等：台座裏に昭和 19 年の修理銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：145.7	髪際高：127.8
耳張：16.8	面長：14.0
面幅：14.4	面奥：20.5
胸奥：18.0（中央）	腹奥：24.1
肘張：43.2（真手） 62.6（最大張）	裾張：32.1

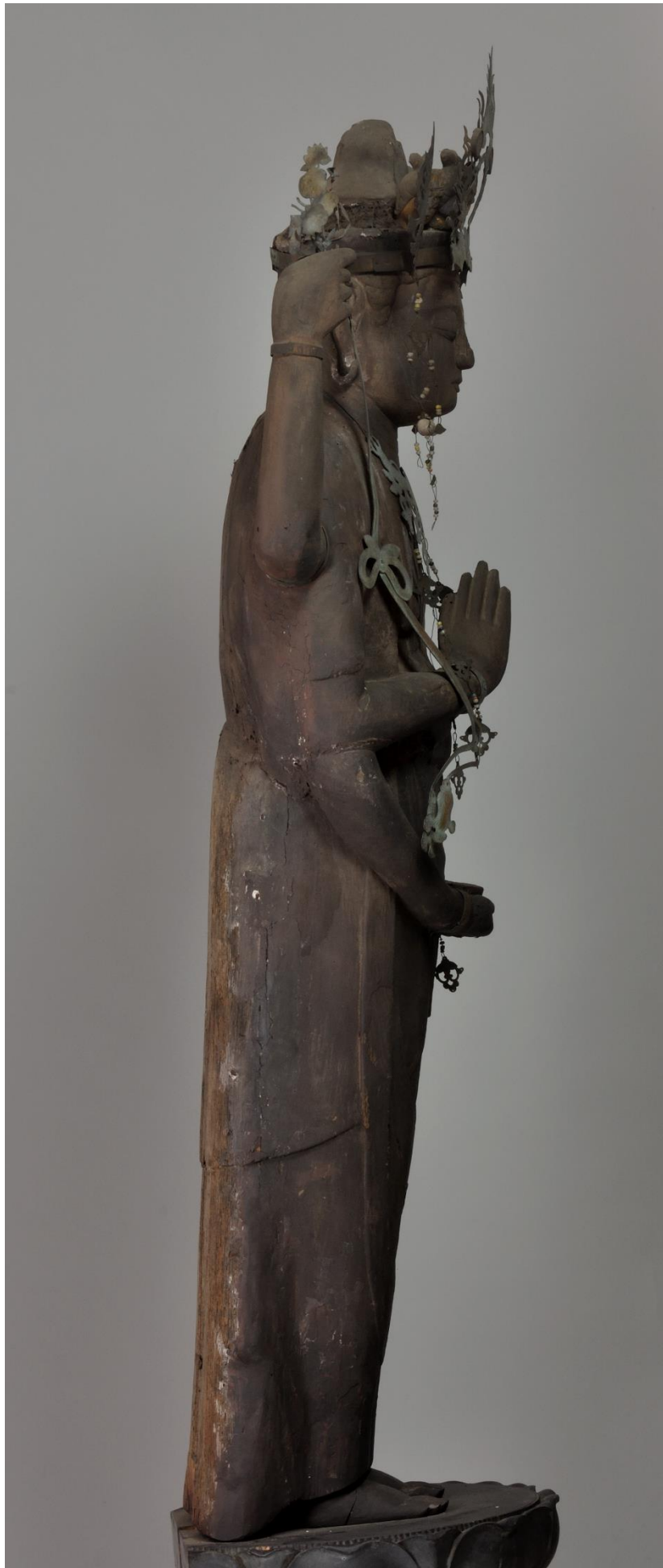
備考・所見

形状
<p>頭に宝髻（比較的低い垂髻）を結う。天冠台（列弁文）彫出。天冠台上に頭上面を一行に現す（四面現存、加えて柄穴が六個遺る）天冠前飾（簪、冠繪付き）を着用する。天冠台下地髪は疎らに毛筋を彫る。白毫相を現す。面部温顔。耳朶環状。首に三道相を現す。</p> <p>胸飾を装着。上半身には条帛を掛け回し、肩より天衣を掛ける。天衣は左右肘の内側を通り、膝前に上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌（合掌手）、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、持物（宝鉢）を執る（宝鉢手）。第三手は両腕上腕部より出て臂を曲げ、掌を挙げて持物を執る（左持物亡失・右蓮華）。真手・第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用。下半身には裙を着用。裙は左を前に中央で合わせ、上端を一段折り返す。裸足で台座上に直立する。台座は返花・仰蓮よりなる。光背は円光背。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を堅一材（材不明檜カ）より彫出、内刳は無いものと思われる。上半身背面に別材（横三材カ）を矧ぎ寄せる（後補、当初の上半身背面は脇手が付随していたものと思われる）。真手・第二手は本体と同材より彫成。真手は手首先のみ別材製。第二手は前端を別材製とする。第三手は別材製で、左右とも臂先、手首先はさらに別材製と思われる。装身具は金銅製、瓔珞にはビーズを交える。下半身は背面に堅二材（杉材）を矧ぎ寄せている。前面は膝下に複数材（五材カ）を寄せていて、足もその材より彫成している。両足先、両足柄別材製。本体は全体に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座・光背は寄木造。</p>
状態
<p>欠失部：白毫珠、脇手、頭上面六面（さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる）、脇手、天衣遊離部。</p> <p>後補部：頭上面四面、鼻先、両耳朶、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄。麻布貼り、古色塗り。台座・光背。</p>
備考と考察
<p>かつて岩崎寺の持仏であったと伝えられる。『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では不空罽索観音立像とされているが、頭上面を十（あるいは十一）持つこと、さらに第二手が宝鉢手となることから、千手観音像が脇手を失ったものと見なすことができる（なお、岩崎寺の『什物改帳』（文政 6 年 1859）では当像は「本尊十一面観音像」と記されている）。一木造で内刳を持たない古様な構造、衣文線の浅く温雅な彫法から、作期は平安時代後期と考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様だが、これは上総の平安時代後期の仏像には多く見られる特徴である。</p> <p>岩崎寺は三箇に所在した光福寺の門徒寺であり、昭和 30 年 4 月に光福寺に合併されたとされる。台座天板裏の墨書銘は昭和 19 年 12 月 8 日のもので修理銘であるが、像前面下端や足、台座光背の補作はこの時のことと思われる。修復事業の主催者は岩崎寺第 64 世の寛舜師で、仏師は「浅草 真野辰三郎」が起用されている。当時の光福寺の住職は 55 世の義寛師と思われ、「寛」字を通字とした同じ法系の僧と推定される。その際、岩崎寺の方が世代数が多いことは注目すべきである。</p> <p>県内の平安期千手観音像は少なく、私見の及ぶ限りでは、いすみ市善応寺、南房総市真野寺、館山市那古寺、木更津市間暗寺に所在するのみであり、間暗寺像以外は県・市の指定文化財となつて</p>

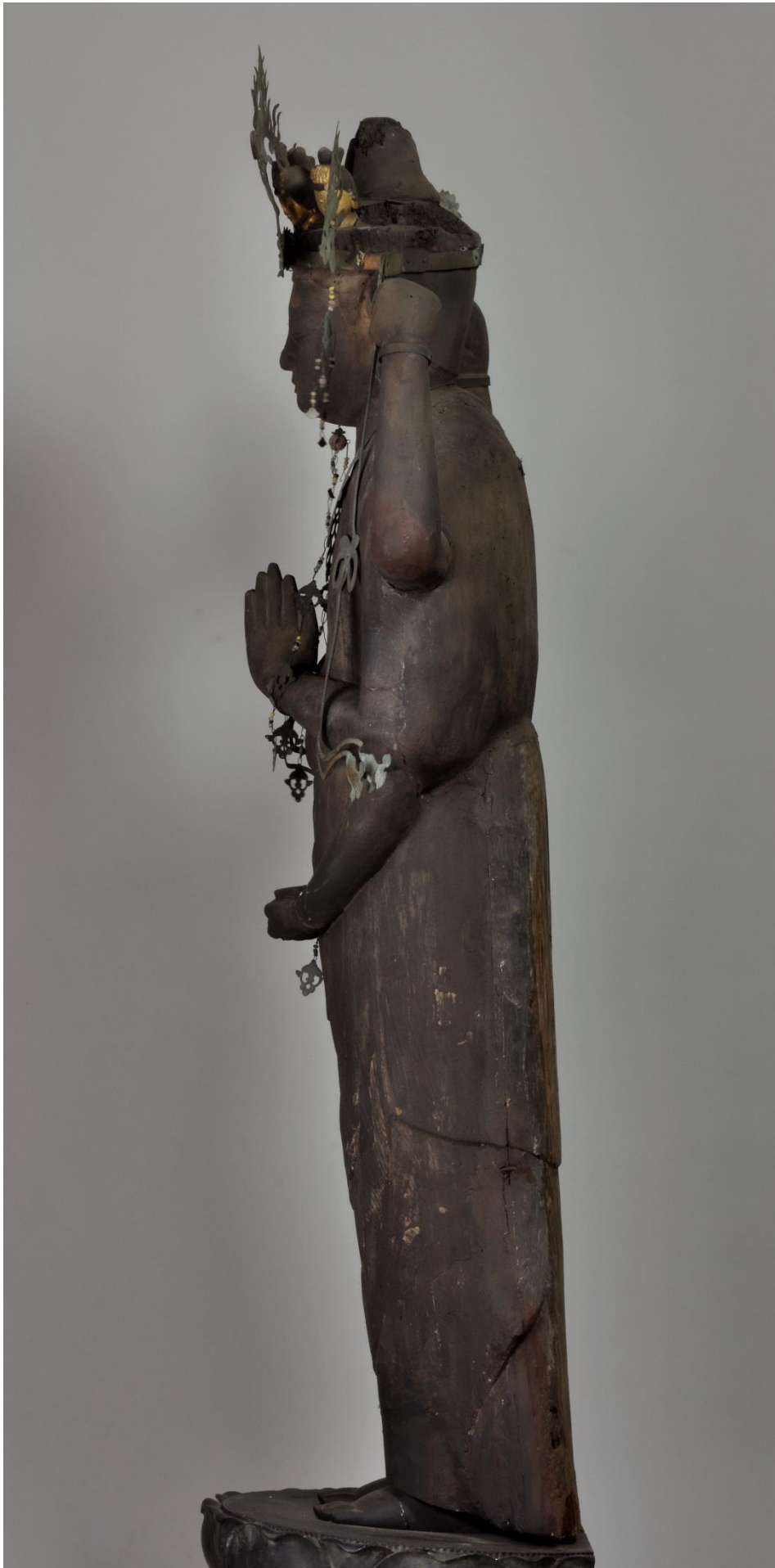
いる。善応寺像（県指定）は像高 160.5 cm、真野寺像（県指定）は同 172.5 cmで当像より一回り大きい。頭体幹部を一木より彫成し、内刳も持たない構造など共通点は少なく無い。那古寺像（市指定）は像高 149.0 cmと当像とほぼ同規模である。一木造だが粗く内刳した後、背面に別材を矧ぎ寄せるとされるもので、構造は比較的当像に近い。一方、間暗寺像は像高 111.3 cm、当像と同じ榧材の一木造だが、割首を行い、さらに後頭部を割って内刳を施すなどやや手の込んだ構造となっているが、それは後世の仕業の可能性もある。当像はこれらと比較して同程度には当初部分を残している。



千手觀音菩薩立像（光福 01）正面



千手觀音菩薩立像（光福 01）右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）左側面





千手觀音菩薩立像（光福 01）頭頂
千手觀音菩薩立像（光福 01）底



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜

像名： 光福 02 妙見菩薩立像 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：南北朝時代	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：左足柄に墨書銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：39.2	髮際高：
耳張：6.3	面長：5.9
面幅：5.3	面奥：7.8
胸奥：8.6	腹奥：9.7
肘張：	裾張：14.1
足柄出：左 2.5 右 2.6	像底からの刎上：3.0

備考・所見

形状
<p>頭髮は中央で分け後ろに流す披髮（背後は背中の中程まで）。白毫相を現さない。眉根を寄せ、目尻を吊上げる。口は軽く閉じる。耳朵不貫。首に三道相を現さない。</p> <p>皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾、脚甲）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。上半身皮鎧の下の着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。沓を履く。両手亡失のため印相不明。左足をわずかに前に出して立つ。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫出、内刎は無い。両肩先別材製、雇柄（丸柄）にて接合する。彩色仕上。</p>
状態
<p>欠失部：両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背亡失。 後補部：表面彩色。</p>
備考と考察
<p>『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では天部立像とされているが、革鎧を着用し頭髮を披髮とすることから妙見菩薩像と見なすことができる。その上、古記録によれば、当寺には門徒寺として三箇字荒久に妙見寺があり、さらに境内にも妙見堂（宮）が所在し、現在でも寺紋を九曜文とするなど妙見信仰が所在したことは明らかである。</p> <p>檜の良材が用いられ、横に張り出した裙先端まで一材から彫成するなど贅沢な木取がされている。胸甲の菊座形の飾りや獅嚙、脚部の足結なども丁寧に鏤刻される入念の制作である。面貌にも精彩がある。体軀にはたっぷりした厚みがあり、正面観でやや寸胴な印象もあるが、側面観では抑揚もあり、全体のバランスは取れている。頭部がやや過大なのは千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～3 才の童子として示現したことを受けたものと考えられる。古様な一木造りとし、目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。裙の処理にやや煩瑣なところが見られることから、作期は 14 世紀頃と推定することができる。</p> <p>当寺には現在もう一体の妙見菩薩立像（以下光福 03）が伝来していて、この二体がどのような関係であるかは不明であるが、光福 03 が像高 27.9 cm と小像であることから、こちらが当寺境内の妙見堂（宮）に安置され、当像は妙見寺の本尊であったと見なすのが穏当であろうか。</p> <p>左足柄外側の墨書銘は「泰心不口」と読める。造像時の銘と思われるが意味不明である。</p> <p>鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した角田氏一族が支配したことは先学の指摘するところ（野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」『鎌倉』83号）、『袖ヶ浦市史』によると市内にはかつて妙見信仰に関連した社寺が 15 ヶ所所在したことが判明している。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の妙見信仰の遺産と見なすことができる。</p>

袖ヶ浦市内の妙見信仰関係社寺（含む廃寺）

No.	社寺名	現主祭神	祭神像	所在地	備考
1	神明神社	天御中主命		今井 2157	
2	大竹神社	天御中主命		大竹 496	明応 2 年の棟札より、日蓮宗本泰寺に属したことが分かる。明応 2 (1493) 年建立の妙見社であったとの伝承有り。
3	横田神社	伊邪那美命		横田 2470	横田妙見と通称される妙見社、千葉秀胤創建との伝承有り。
4	台神社	天御中主命	妙見木像	上泉 822	
5	阿部神社	天御中主命	石造妙見菩薩像	阿部 19	写真有り、延宝六年造像。別当真言宗寺清浄院。真里谷武田氏の家臣阿部重常勧請の伝承あり。
6	御中主神社	大己貴命	妙見神像がご神体として祀られている。	三ツ作 1843	
7	大和田神社	天御中主命	妙見神と考えられる亀に乗った神像	上泉 542	宝永元 (1704) 年創建とされる。
8	宮田神社	天御中主命	亀の背に乗る木製神像	下宮田 93	妙見宮、阿部村清浄院の支配を受けた。宝永 6 (1709) 年創建と伝えられる。
9	野里神社	天御中主命	二匹の亀の上立つ妙見像	野里 742	文和年中 (1352~56) 鑄造の鰐口がかつて所在。
10	光福寺			三箇	真言宗、境内に妙見宮、稻荷社を祀っていた。
11	妙見寺			三箇	光福寺末門徒寺
12	玉蔵院			三ツ作	真言宗延命寺末、妙見社、八幡社、大宮大明神を支配。
13	常福院			上泉	真言宗延命寺末、妙見社別当。
14	光明寺			川原井	真言宗光福寺末、山号は妙見山、天曆元 (947) 年創建、文亀元 (1501) 年再興。
15	妙見寺			野里	真言宗延命寺末、本尊薬師。明治に廃寺となる。



妙見菩薩立像（光福 02）正面



妙見菩薩立像（光福 02）右側面



妙見菩薩立像（光福 02）左側面



妙見菩薩立像（光福 02）背面



妙見菩薩立像（光福 02）頭頂



妙見菩薩立像（光福 02）底



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左斜

像名： 光福 03 妙見菩薩立像小 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：江戸時代カ	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：無し。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和4年7月20日
像高：27.9	髪際高：27.1
耳張：	面長：5.2
面幅：4.5	面奥：5.5
胸奥：4.7	腹奥：5.2
肘張：	裾張：11.4

備考・所見

形状
<p>頭髪は中央で分け両脇で結ぶ美豆良。白毫相を現さない。丸顔、目は切れ長、口は閉じる。首に三道相を現さない。</p> <p>皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。皮鎧の下上半身の着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。大略服制は光福 02 と一致している。左肩先亡失。右腕は前出して持物（亡失）を執る勢い。両足を揃えて立つ。光背は輪宝光背。</p>
品質・構造
<p>頭体幹部を豎一材（材不明）より両足まで彫出、内刳は無い。足柄は履柄とする。左肩先亡失。右肩先は肘まで本体と同一材から彫成、一度割ってから細部を彫成し矧ぎ付けている。右肘先別材製。光背は一材製で背中に釘で打ち付ける。彩色仕上。</p>
状態
<p>欠失部：両美豆良、左肩先、両足先。台座亡失。 後補部：右肘先、光背。左膝上に後補の当木有り。彩色も後補カ。</p>
備考と考察
<p>『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では広目天とされているが妙見菩薩像と考えられる。</p> <p>光福 02 に較べて全体に鷹揚な造りとなっている。像容は光福 02 と大略一致するが、頭髪を美豆良とする点が異なる。千葉妙見の別当寺北斗山金剛授寺の縁起である『千葉妙見大縁起絵巻』では妙見菩薩の示現の像容として「びんずら結ひける童子」としており、また、かつて伊勢国岡本宮に伝来した妙見像（院命作 正安三年・1301）は美豆良を結う姿となっている。披髪も美豆良も童子であることを現す要素として採用されたものと考えられ、美豆良の妙見像があつて不思議はないが、千葉県内の中世制作の妙見像は全てが披髪像であることから、当像は江戸期に降つての造像とみるのが穏当だろう。</p> <p>妙見信仰に関する考察は光福 02 に同じ。</p>



妙見菩薩立像（光福 03）正面



妙見菩薩立像（光福 03）右側面



妙見菩薩立像（光福 03）左側面



妙見菩薩立像（光福 03）背面



妙見菩薩立像（光福 03）頭頂



妙見菩薩立像（光福 03）底